

昭和六十一年五月八日(木曜日)
午前十時開会

政府委員

この委員会で先般審議をいたしました扶養義務の
準拠法に関する法律の基礎になっておりました準

嘱託をした場合には同じような便宜を与えてもら

のバーアソシエーションが日弁連の方に、リーカ

とかしてもらえないかという提案がなされたようでありましたが、その後は直接、本法案ができません。前は、もっぱらアメリカのUSTRが法務省の方と御折衝になったようでありました。アメリカの方は、弁護士資格を各州が付与することになっておりますところ、ニューヨーク州でありますとかワシントンD.C.でありますとかミシガンでありますとか、何か三州しか日本の弁護士資格を持つ者がアメリカでそうした法律事務に従事することができないというようになっておる様に私ども見ておるのでありますけれども、アメリカの州の中でわずかに三州しかそういうふうな門戸を開いていない合衆国が日本に対してそういうサービス業の自由化を求める資格が果たしてあるのだろうかというふうな感じもしないわけではないのであります。

しかし、現実にはUSTRが法務省との間の折衝の相手方になったようでありました。その点はどうでしょう。わづかに三州しか門戸を開いていないその国が日本に自由化を求めるよりも余り資格はないように思ふんですが、それはともあれ、この法案の内容につきましてはアメリカのUSTRが、職務範囲でありますとかあるいは共同経営等の問題を禁止しております問題とか、そういうことに関して承をしたのでしょうか。やむを得ず了承したとしても、余り快く了承したのではないのじゃないかというふうにも思われるのであります。

それで、日弁連のこれは百四十七号、六十一年四月一日付の「日弁連新聞」を見ますと、EC駐日代表部オランダ大使ローレンス・ヤン・プリンクホルスト氏の意見が載っております。このプリンクホルスト氏の方は三つの点について不満を述べておるようであります。第一点は、五年以上の実務経験を要求するという制限について。第二点は、日弁連が外国弁護士を恣意的に扱いはしないかという懸念を覚えるという点。第三点は、日本の弁護士と外国弁護士との共同経営を禁止している点。日本の弁護士を雇用し得ないという点。さ

らに職務範囲が原則として自国法に限定されている点。そういう点が不満だというふうな意見を述べておるようであります。そうすると、ECの方は本法案についてかなり不満があるのではないかというふうにも思われるのであります。それらの点をちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 幾つかの点に言及をされましたので、言及されました点につきまして御説明を申し上げます。

まず、アメリカにおきます現在の状況が三州しか開いていないということでございますが、御指摘のとおり現時点ではニューヨーク州、ワシントンD.C.、ミシガン州、この三州が外国弁護士を受け入れる制度を持つておるという州でございます。そういう背景の中でUSTRが自由化を求めるのはいかにもものかと、こういう御指摘がございましたけれども、USTR自身少しも多くの州がやはり外国弁護士を受け入れる制度を持つておるという考え方を保持しております。私どもも当然のことといたしまして、アメリカ合衆国との関係におきまして相互主義を適用するにございましてはできるだけの州が開くことが必要であるという主張を基本に据えまして交渉に当たってまいりました。その点につきましてはUSTRも十分理解をいたしております。また、弁護士資格は各州単位で定められておるものでございまして、連邦政府といたしましては権限がないことは仰せのとおりでございますけれども、やはり連邦政府としての責任におきましてできるだけの州があくように努力をするということをお私たちに表明をしておったわけでございます。

そういう努力が最近におきましてミシガン州あるいはワシントンD.C.が開いた一つの理由であるというふうにも思っております。三州以外にカリフォルニア州それからハワイ州、この二州が現在受け入れ制度のドラフトを裁判所、弁護士会等で検討をいたしております。私も得ております情報では、もう間もなく、恐らく夏前にはこの

二州が規則を改正して門戸を開くのではないかと言われておるわけでございますが、これなどもやはりそういう私どもの要望を受けました米國政府の努力の一つのあらわれかとも思ひます。さらに私どもがこの受け入れ法案を作成して国会に上程しておるという状況が一つのインパクトになってアメリカにもそういう動きが出ておるというところのあらわれではないかというふうに考えておるわけでございます。

それから、米國あるいはECがこの制度につきましていろいろ要望をいたしましたことは御指摘のとおりでございます。

米國の要望につきましては非常に多岐にわたっておりますけれども、主な点を申し上げますれば、まず相互主義は採用すべきではない、もし採用するとすれば米國のような連邦政府の場合には州単位の相互主義とすべきである、こういうような主張。それから、外国法事務弁護士士の資格要件として五年の実務経験を要求することは厳格に過ぎるというような主張。あるいは資格の付与をする機関は日弁連では困る、やはり政府が所管すべきであるというような主張。さらには、外国法事務弁護士を監督する機関としても日弁連では困る、政府がすべきであるという主張。さらに職務の範囲につきましては、原資格国法に限るといふ我々の日本側の考え方は狭きに失する、日本法とまでは言わないけれども、外国法全般をやらせるべきだという主張などがございまして。

さらに、我が国の弁護士との関係と申しますか、雇用あるいは共同経営の禁止といったものもいわゆる法律サービスの向上を図るという見地からすれば逆行ではないか、もつと共同してやれるようなシステムにすべきだ、こういうような主張でございまして。さらに、アメリカにおきましては弁護士の業務形態がローファームという一つの組合形式の大きな事務所によって運営されておるといふ形態がございまして、こういうローファームの名前を日本における活動の際に使えるようにしてほしいというような主張。あるいは日弁連内に

おいて登録審査あるいは懲戒といったようなものが行われるについてはできるだけ公平性あるいは透明性が確保できるようにしてもらいたいといったような主張。その他たくさんございまして、そういうさまざまな主張があったわけでございます。

私どもは、このアメリカの主張につきましては実務者協議を通じてとれるものとは、とれないものとはれないという基本的な態度で協議に臨んでおたわけでございます。他方日弁連との間におきましては取り入れるべきものは取り入れたわけでありまして、日弁連が策定しましたこの制度要綱あるいはそれを受けてつくりましたこの法案におきまして、そういうアメリカの要望につきまして幾つかの点におきましてこれを取り入れた、制度化しておりますが、とり得ないものはだめだという形で最後まで説得を続けたわけでございます。そして、そういう意味で彼らの要求は十分満たされてはいない点がございますけれども、委員御指摘のように、やはり大局の見地からできるだけ早く制度を開くことが大事だというふうな観点から、この法案を国会に上程するにございまして、実務者協議はこれで終了しようという点で合意ができたわけでございます。いわば不満を残しつつも大筋において大局の見地から了承したというふうにも私は理解をしております。

それから、ECの関係におきましては、ただいま委員御指摘になりましたように、実務経験を五年以上という要求は厳しい、あるいは日弁連の所管に入るのには困る、さらに雇用、共同経営を認めべきだ、それから職務の範囲がやはり外国法全般について認めるべきだ、こういう四つの主張があるわけでございます。これは現在でもこの点につきましては本法案につきまして不満を表明しておるわけでございます。しかし、この四つの点につきましては先ほど御説明しました米國の要望の中にも含まれておるわけでございます。そこ

しかし、我が国と外国との人的、物的な交流と
いったものは、数値的に見ましても近年どんどん
拡大をしておるわけでございます。また、我が国
の法人が外国に行っております数も相当数に上る
わけでございます。しかも増加をしております。
さらに、外国に進出しております企業に勤務する

職員として外国に出かけるという人員もふえておるわけでございます。そういった邦人の増加に伴いまして、当然その人々を取り巻く法律関係の中で日本法に関する事務といったものが、必要な場面といったものも起こるおぼえはありますし、またこれからは起るであろうと思われ、わけでありませう。

そういった意味で、そういった国際的な法律事務の増大に対処するためには、やはり今のような現状では不十分である。したがって、相互主義を採用いたしまして、外国が我が国の弁護士を受け入れる制度をより広くつくらせるということによりまして、制度的に弁護士が出ていける道を開くということがまず大事であろう。そこで、外国に出かけた我が国の弁護士が今言ったような外国における日本法のサービスの需要にこたえるべく活動してもらふことがこれからの国際社会に対応するについてはぜひ必要なことではないかということでございますし、また、これからそういった道が開かれれば現在の弁護士がすぐ何人行くかということとはなかなか想像しにくくございませうけれども、そういう道があるということで、これから法曹を志す人につきましてもそういった道の選択もできるわけでございますし、いろんな意味でその制度を構築することがまず大事だろうというふうに考えておるわけでございます。

さらに、外国に出ております我が国の企業あるいは我が国の邦人は申すに及ばず、外国から我が国に進出した企業にとりましても、外国におきまして日本の弁護士による日本法のサービスを受けるということが必要であるということも言われておるわけでございます。そういった外国の企業あるいは外国の個人の要望といったものにもこたえるという意味からもこの制度はぜひ必要であるし、またそういった制度を構築することがまずファーストステップとしては大事なことではないかというふうに考えて立案をしておる次第でございます。

○寺田熊雄君 本法案は外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇用することを禁じております。しかし、日本の弁護士が外国法事務弁護士あるいは外国の弁護士を雇用するも一向差し支えないというふうにお考えなされておるわけですが、これはどういふふうな解釈をされているのでしょうか。

それから、これによって四十九条第二項を事実上骨抜きにすることも可能ではないだろうかというふうにも考えられるように思いますが、この点はどうでしょうか。

それから、これは衆議院で法制部長が答弁しておられるところを見ると、事務所の共同使用や事務所間の恒常的提携関係は別段禁止されておらず、せんというふうな答弁をしておられる。これも私は結論としては大変結構だと思いますが、これも場合によっては四十九条第二項を事実上骨抜きにすることも可能ではないだろうかというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) この法案の四十九条の第二項におきましては「外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない」と規定しておるわけでございます。仰せのとおり、我が国の弁護士が外国法事務弁護士を雇用することを禁止はいたしておりません。これは、むしろ我が国の弁護士が外国法事務弁護士を雇用いたしまして共同した形で国際的法律事務に対処することがやはり現在のニーズによりマッチしたものであらうというふうに思ふわけでございます。これを禁止する理由も必要性もないというふうに考えておるわけでございますが、それが骨抜きになるのではないかと御指摘でございます。

おっしゃる意味は、要するに日本の弁護士が外国法事務弁護士を雇用するといつても、実態は逆転して外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇用したような格好になって、結局外国法事務弁護士に禁止しております雇用の脱法になるのではないかと、こういう御指摘ではないかと思ふわけでございますが、それは確かに懸念としてはそういうこと

懸念がないわけではないと思ひます。また、現に日弁連内での議論におきましても、そういった懸念が表明された場面もございました。しかし問題は、こういった外国法事務弁護士あるいは弁護士業務の監督は日弁連が行うわけでございますけれども、日弁連がそういった業務活動について監督をしっかりとすればよいという話になるわけでございます。

特に、御質問の場合は弁護士が外国法事務弁護士を雇用する形でございませうから、我が国の弁護士がしっかりと主体性を持つておやりになれば、そういった骨抜きになるような実態にはならないというふうに思ひますし、さらに当該弁護士に対する監督といったものは日弁連にしっかりとおりなれば、それなりに効果を発揮することにはないか。むしろそういったペアを組ませることによるメリットの方が大きいということで、日本の弁護士が外国法事務弁護士を雇用することを禁止しなかつたわけでございます。

外国法事務弁護士に禁止をしておりますのは、今申しましたように、四十九条二項の共同経営と、それから一項の雇用と、この二つでございます。そして、それ以外に例えば適正な経費分担によりまして、一つの事務所の共同使用でございますとか、あるいは恒常的な形で独立した事務所同士の提携関係と申しますか、そういったものは禁止をいたさないわけでございますが、これも要は運用の問題だと思ひます。やはりそれぞれ独立した事務所同士がそういう関係に入つて事務をスムーズにするために何う形態でございませうから、それぞれが独立性を保つてお互いを尊重し合ひながらやつていけば、骨抜きになるような実態にはならないだらうというふうに思つておりますし、またそう期待をしておるわけでございます。

さらに、その点につきましては日弁連の監督も十分行なわなければならないという点はもちろんでございますけれども、相互の信頼によつて適正に行われ、そしてそのメリットを活用するということがの方がより大事なことではないだろうかという

ふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 第三項一項三号の必要性の問題であります。外国法事務弁護士が原資格国法または特定第三国法以外の法について、殊に日本の法について法的意見の表明を現実にする場合、これは当事者間の問題だから事実上制約することは到底不可能だと思はれるんではないかと、実態上はの弁護士にどうだろうかと思ひます。私も知り合ひの弁護士にどうだろうかと思ひます。これはもう制約が不可能だと自分自身は思ふと言ふのであります。法制部長のおっしゃるのには、日弁連の監督が十分であれば何とかできるのじゃないだらうかというお話のようでありませうが、日弁連の監督もそこまではなかなか事実上及ばないだらうと考えるのであります。この点はどうでしょうか。これは、法的意見の表明まで、殊に文書によらざる法的意見の表明まで禁止する必要があつたのだからかというふうな懸念を持ちはますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 法案の細かい解釈に関連する御質問でございますが、この法案につきましては、その主任として法案作成に当たりました参事官がここに同席いたしておられます。私が説明いたしますより、さらに細かくと申しますか、行き届いた御説明ができるかと思ひますので、参事官に説明をさせることをお許しただきたいと思ひます。

○説明員(但木敏一君) 委員御指摘のとおり、本法案の第三条一項三号では「原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明」を禁止しているわけでございます。委員の御質問の趣旨は、そういう禁止があつてもその禁止を外国法事務弁護士が遵守するかどうか疑わしい、また遵守しなかつた場合にこれに対するチェックということが非常に難しいのではないかと、こういう御指摘かと思ひます。

まず、これを禁止いたしました理由でございますけれども、これはいわゆる制度的に保証されている法律サービス、その法律サービスが制度的に良好であることが保証されている法律サービスを

日本で提供させる、こういう趣旨でございます。
いわゆる原資格国法以外の法につきましては外国
法事務弁護士に能力について何ら制度的保証がない
、特に御指摘の日本法というようにことになり
ますと、全くこれについては保証がない外国法事
務弁護士が誤った日本法の解釈、適用に基づいて
法的意見を表明し、依頼者を混乱させ、あるいは
相手方を混乱に陥れるというようなことになった
場合には、やはり外国法事務弁護士を受け入れた
ことによって生ずる弊害というものが出るのであ
りませんか。そこで、本法ではこれを禁止したわけ
でございます。

まず我々が考えましたのは、外国法事務弁護
士に対してこうした禁止規定をはっきり明示してお
けば彼ら自身が法を遵守することを期待すること
ができるということがまず第一でございます。やは
り外国において弁護士資格を持っておるわけで
すから、それなりの倫理基準というものも持っ
ておられますし、法に対する遵法精神というもの
もやはり一般人よりは高いことが期待できるのじ
やないか。そういたしますと、こうした禁止規定
を設けることによって外国法事務弁護士が原資格
国法以外の、自分が何らオライズされていな
い第三外国法あるいは日本法について法的意見を
表明しないであろうということを期待しておるわ
けでございます。

万一この禁止に違反いたしましたして外国法事務
弁護士が日本法等につきまして法的意見を表明した
場合には懲戒の対象となり、あるいはそれが書面
による鑑定というようにございましてと罰則
というようになことにも及ぶわけでございますが、
その端緒といたしましては、やはり現にそうした
法的意見の表明によって混乱しあるいは混乱させ
られた当事者からの訴え、あるいはその交渉に立
ち会いました我が国の弁護士あるいは他の外国法
事務弁護士、これらの者が把握した事実によって
調査が開始されるのではないかと。調査が開始され
ますれば、懲戒手続あるいは刑事手続それぞれに
のつとめて適正な調査がなされ、懲戒、刑罰を科

す等の諸権限の行使が適正になされるのではない
かということをご期待していただいております。
○寺田熊雄君 あなたの方のおっしゃることはよく
わかるんです。原則としてそういうふうにはしな
い、余り日本法についてうんちうのないう者がた
やく依頼者の質問に答えて大変な被害を被る考
えられる。間違つたことを教えた大被害を被る考
えられ、関係者にはよくわかるんです。

ただ、外国法事務弁護士でも長い間日本にお
て日本法について勉強をした人間は、民法の大原
則などというふうなものではなく、これは修得す
ることができ。外国法について、本国法につ
いていろいろと質問を受けて答える間に、はて日本
法はどうなつておりましたかという場合に、日
本法については一切私は発言できませんと言つて
口を閉ざしてしまつたというののもちよつとどうも余
りしやうし定規なんぞ、日本法ではこうなつてお
りますと言つたつて、それで捕まえられるかな
わらない、余り厳し過ぎはしないかということがあ
るんです。

これは、例えば日本でも僻遠地に行きますと、
あな方も御存じだと思いますが、司法書士なん
かがよく民衆の法律相談に応じますね。それは本
当はいけないのかもしれないけれども、弁護士
のところへ駆けつけていくとまがな、費用もな
い時間もないというような場合に司法書士がある
程度弁護士に代役を務めるといふことも、我々
としても目をつぶらなければならぬ場合もあるわ
けで、弁護士がそう言ふとちよつとおかしな
けれども、しかし現実にはそうなんです。この場合
でも余りしやうし定規にこの意見の表明を禁止す
るといふのはどうだろうかというふうに考えたん
です。どう思われますか。

○説明員(但木敏一君) 委員御指摘のよう
な事実上の問題というのには確かに起り得ると思われま
す。ここで禁止しておりますのは、例えば日本法
の解釈または適用についての法的意見というもの
にまで高められたものを禁止しているわけござ

いまして、一般人でも直ちにできるよう、例
え六法全書の民法の条項を指し示して、日本法で
はこういうことが書いてあるようですねというこ
とが果たして法的意見の表明になるか、解釈、適
用についた法的意見を表明したことになるかとい
うようなことにつきましては、確かにその場その
場のその状況とあるいはどの程度の解釈、適用
というところまで踏み込んでいられるのか、それが法
的意見の表明として受け取られるかどうかという
ような事実上の認定の問題はあらうかと思いま
す。

ここで禁止しておりますのは、あくまでも日本
法等、原資格国法以外の法の解釈または適用につ
いての法的意見という認定ができるものについて
は禁止をいたします、こういうことでございます
、具体的に行為がそれに当たるかどうかは
やはり個々具体的な事実関係で決まってくるもの
と考えております。

○寺田熊雄君 それはその程度にしておきましょ
う。それから、この三条の一項の四号、これがち
つとわかにいので、説明していただければ

○説明員(但木敏一君) 委員お尋ねの第三
項第四号は、これは外国の公権力の行使の一態様
を禁止したものでございます。我が国におきまし
ては、例えば民事訴訟法百六十二条では「送達ハ
執行官又ハ郵便ニ依リテ之ヲ為ス」、また二項では
「郵便ニ依リテ送達ニ在リテハ郵便ノ業務ニ従事ス
ル者ヲ以テ送達ヲ為ス吏員トス」といふような形
で、はつきり送達業務というふうなものは公権力
の行使として考えておるわけでありまして。ところ
が、諸外国におきましては、必ずしも日本と同じ
考え方はありませんでして、例えば弁護士等の
私人が訴状の送達をし、あるいは場合によっては
召喚状の送達をするというふうなことが認められ
ている国もあるわけでございます。これらの国から
来た外国法事務弁護士は、それが一体公権力の
行使であるのかないのかわからないのではない

か。もし仮に公権力の行使であるとすれば、一般
原則によつて当然外国法事務弁護士はそれを行
することはできないわけでございますが、国に
よつてはそれが公権力の行使ではないように扱わ
れている国もございまして、注意的にこれを書
いたものでございまして。

したがいまして四号は、外国の裁判所または行
政庁が発する手続上の文書の送達を外国法事務
弁護士が行つてはいけないという規定でございま
して、例えば外国法事務弁護士が依頼者のために外
国の裁判所に訴状を提出するというような行為を
禁止しているものではございません。

○寺田熊雄君 それから、第三条の本文、「外国
法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は
官公署の委託によつて、原資格国法に関する法律
事務を行うことを職務とする。」この法律事務の
範囲がちよつとやばり私も疑問に思つたんで
す。例えば税法に関する解釈、適用に関する問
題、あるいは税法に関する鑑定、特許あるいは特
許問題そのものに対していろいろの相談を受ける
あるいはその鑑定をする、これは日本では弁護
士は税理士の職務を行つて得る、当然に特許の事務
も行つて得るということで、これは問題はない
です。それから、税法に関する鑑定をすること
もやはり法律事務であることには間違いない、特
許法またしかり、そういうふうな考えますと、こ
の法律事務所というのには非常に概念内容が広い
じゃないだろうかというふうに考えられる。そこ
で、そういう点ちよつと説明していただくとあり
がたいんです。

○説明員(但木敏一君) 法律事務という言葉で
ございまして、これは現行弁護士法の第三条第一
項あるいは第七十二条、第七十四条の第二項等にお
いて使用されている言葉でございます。直接これ
を定義する規定は弁護士法自体にはございませ
んが、昭和三十九年九月二十九日の東京高裁の判
決では、鑑定、代理、仲裁、和解のは法律上の
効果を発生または変更する事項の処理を指すとい
うふうに定義づけられておりまして、極めて広い

概念であろうと思われまふ。したがって、委員御指摘のとおり、我が国の税法に関する解釈あるいは鑑定、特許法についての解釈等はもろろん法律事務に当たつてくるのではないかというふう

に考えられます。
○寺田熊雄君 そうしますと、外国法事務弁護士は外国法に関するあらゆる領域の法律について法律相談、鑑定等を行い得ると、こういうことになりまふ。

○説明員(但木敏一君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 それから、複数の国の弁護士資格を持つ者は当然に外国法事務弁護士として複数の国の法律に関する法律事務を扱い得ると、こういうことになりまふ。

○説明員(但木敏一君) 複数の国の弁護士資格を持つ者は、結論としては複数の国の法律事務を取り扱い得ることになるかと思ひます。ただ、その道筋はいろいろ考えられるわけでございまして、例えば資格を有し、かつ二つの国でそれぞれ五年間実務経験があるというふうな非常にまれなケースか二つというふうなこともあり得る場合には承認が二つというふうなこともあり得るかも知れません。ただ、実際問題としては、恐らく資格を有し、かつ実務経験五年以上を踏んだその国を原資格国としての承認申請がございまして、それを承認いたします。そして、もう一つの資格を有する国につきましては第五条にございまして、いわゆる法務大臣の指定を受けて、そして日弁連に備えられた外国法事務弁護士名簿の登録にその指定法を付記するという方法で、指定法を取り扱うことができる。指定法によって取り扱える範囲は原資格国法とほぼ同一の範囲でございまして、それによって、申請者の原資格国法とそれから指定法というものによって二つのそれぞれの国の法律事務が行えるようになるのではないかと、かように考えております。

○寺田熊雄君 ただ、そうしますと、何か非常にまれに見るような優秀な法律家が例えばイギリス

のバリスターの資格を持つておる、それからフランスのアボカ資格を持つて、それで日本にやってくるアメリカ法についても非常に造詣が深いといふイギリス法、フランス法、同時にアメリカ法もやりたいという場合に、今のあなたのお話だと何か制約を受けるような感じもするんですね。

もともと弁護士資格を持つて五年以上それぞれやれば当然に日本で外国法事務弁護士もやれる、それからアメリカ法の造詣が非常に深いのだというならば、第三国法としてアメリカ法を——アメリカ法といつてもそれはどこかの州になるだろうけれども、そういうあれを許してやつてもいいんじゃないですか。

○説明員(但木敏一君) その点につきましては本法案の第十六条に法務大臣による指定法の基準がございまして、十六条の一号「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること」ということが一つの基準でございまして、これはどういうことかと申しますと、例えばイギリスのソリスターとして五年以上の経験を積んでいる者が同時にニューヨーク州のバーエグザミネーションを受けて合格しているというふうな場合には、この十六条の一号によって法務大臣がニューヨーク州法を指定するわけでございまして、

別の基準は二号にございまして、これが委員御指摘の、造詣が深い者に対して法務大臣による指定を可能にしているものでございまして。二号は、「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者であること」とされております。これは、例えばニューヨーク州の弁護士でここ五年以上の経験をj持っている者がフランスに留学しておいた経験がございまして、そのフランスのロースクールを出た。ところが、フランスでは弁護士となるのが国籍の問題といたしますので、残念ながらニューヨーク州の人間ではフランスのアボカになることはできない。そこで、そのニューヨーク州の弁護士が、私はフランスのあ

る大学に留学してロースクールを卒業しました、私の成績程度の者はみんなフランスの司法試験に受かつておりますというふうなことが証明されたような場合には、そのニューヨーク州の弁護士がニューヨークにおいてフランス法を五年ぐらい扱っているという実態がありますれば、法務大臣はこのニューヨーク州の弁護士に対してフランス法の指定をするという仕組みになっておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 今あなたのおっしゃるようなことだと、特定第三国法の指定というのが二つ以上にわたるといふことも考えられるということになりますか。

○説明員(但木敏一君) もちろん考えられることになりまふ。

○寺田熊雄君 それから、特定外国法じゃなくて、原資格国法として二つ以上のものを認めるということはどうでしょう。

○説明員(但木敏一君) これは冒頭に申しました極めて希有な事例かと思ひますが、ニューヨーク州でまず司法試験に受かりまして、ニューヨーク州で五年間実務経験をした。それから次にイギリスに参りまして、イギリスのソリスターの司法試験を受けまして、ソリスターとして五年間実務経験を積んだというふうになりますと、イギリスのソリスターの資格でも法務大臣の資格承認を受けることができますし、それからニューヨーク州の弁護士としても資格承認を受けることができるというふうになるかと思ひます。

その場合には、観念的には法務大臣による二つの承認というふうになるかと思ひますが、これはまた日弁連への登録の段階では、もちろん登録は対人的なものでございまして、これは一本化されるというふうになるかと思ひます。その段階では一人の外国法事務弁護士が二つの原資格国法を持つというふうな事態も生じるであらうというふうになるかと思ひます。

○寺田熊雄君 我々の聞くところによると、東京では非常に海外弁護士が多いということを知っています。

おります。本法案が可決され施行された場合に、そうした海外弁護士への影響はどういうものだろうかとこのことを考えますが、これはどうでしょう。

○政府委員(井嶋一友君) 我が国の弁護士の中でいわゆる国際的な法律事務を取り扱っておりますグループを海外弁護士というわけでございまして、この数は三百人とも言ひますし五百人とも言ひれておりますが、いずれにいたしましても、この二十数年、数は伸びてきておるわけでございまして。

この海外弁護士は、事柄の性質上大都市に集中をしておるわけでございまして、東京、大阪といったようなところに主に事務所を構えて活動しておられる方々でございまして。しかし、いづれにいたしましても三百ないし五百という数でございまして、これは全体から見ますれば、やはり現在の国際的な法律事務の需要といったことを考えますと、まだまだ不十分であるというふうな言われておるわけでございまして、まずそういう現実の中へ外国法事務弁護士が入つてまいるわけでございまして。

どのような影響があるだろうかという御質問でございましてけれども、まず外国法事務弁護士がどのくらい入つてくるだろうかという、この数の予測というのはなかなか難しゅうございまして、私も正確な数を予測することは困難なわけでございましてけれども、それと同時に、今まで門戸を閉ざしておりましたために、日本におりますこの外国法に関する法律サービスのユーザーと申しますか、そういった人たちが今は日本の弁護士あるいは外国にいる外国弁護士を通じてそういったサービスを受けておるわけでございましてけれども、そういう実態がこの外国法事務弁護士を受け入れることによりましてどのように変化していくかというふうなこともまた一つ予測が難しい問題でございまして、やはり手近に外国法事務弁護士が参つておりますれば、ユーザーの立場といたしましては日本の弁護士よりも外国法事務弁護士に直接サービス

しか、聞きますところによりますれば、例えば金融でございますとか証券でございまして、かいたような分野におきます涉外的法律事務につきましては、日本の涉外弁護士と外国の弁護士との間で現在でもある程度のシェアの分担ができておるといふようなことも聞いておるわけでございますが、そういったような分担が確立されておるような分野におきましてはそれほど影響がないという意見もありますし、いや、それでもやはり影響があるという意見も会内にはあるといふふうに承つておるわけでございます。

いづれにいたしましても、メリット・デメリットがあるわけですが、要は双方の弁護士と外国法事務弁護士が共同し合つて事務を処理していくというような形態がより促進されますならば、それなりに将来の我が国における法律サービスの充実向上に資することになるのではないかと、いうことに着目いたしまして、弊害論もございませうけれども、日弁連が大勢としてこの受け入れに踏み切られたという事情があるわけでございまして、私どももそういった方向性を大いに促進していくべく、協力を申し上げなきゃいけないというふうに考えておるわけでございます。

実務経験の要求をごさいます。これは一つの国の司法制度として制度をつくります上におきましては合理性のある必要最小限度の要件であるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

こういった立法は何も私どもの今度の法案だけが突出しているというわけではございませんで、御案内と思いますけれども、アメリカのニューヨーク州あるいはミシガン州、ワシントンD.C.においてもそうでございます。アメリカにおきましていざれも、ニューヨークにおきましては申請の直近七年のうちの五年間の実務経験を要求し

キリスはききまして子諸王は驚かてきるといふ傳度になつてゐるわけでございませうから、そういつた国から見ますれば五年といつたような要件は、非常に奇異に感ずると申しますか、シビアに過ぎるというふうな受け取り方をされるわけでございします。

しかし、英國においてソリシターになつたばかりの人が全く本国において経験もなく、倫理的なチェックも受けない人がいきなり日本に受け入れられるかということになると、それはやはり幾ら何でも無理じゃないかという議論で私どもは反対

をし、説得をしておるわけでございます。これはそれぞれの国の制度が持つやうな違いからくる不満といえますか、要望であるわけでございますけれども、私ももとしましてはそういった諸外国の情勢を踏まえながらも、やはり五年程度の経験を要求するのは決して酷ではないという選択をしたわけでございますので、これは断固そういつた形で今後説得を繰り返してまいりたいというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、世界の大勢がまた逆にもっと変わってまいりまして、もっと簡便にと申しますか、もっとフリーに弁護士交流というものを認め合うという時代が参りますれば、もちろんこれを撤廃するにやぶさかではないわけでございます。やはり時代の推移に応じて対応してまいらねばならないと思ひますが、現段階におきましてはこれは絶対に譲ることができない最低限度の条件であるというふうに答えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 日本は弁護士は、弁護士としての業務を行うのに当たって何年間の実務経験というのが必要ない。二年間の司法修習生の修習を必要とするというだけであつて、弁護士資格を取得してしまえばもうそれで一人前の弁護士になり、法廷においては我々を随分たらしめるような弁論をするような若い弁護士もおるのだ、余り経験のない者が来て仕事をすると依頼者が損害をこうむるのじゃないだろうかという、何か非常に老練心が過ぎるような感じも少ししないではないですね。ただ、そういう規定が、外国の扱いもそういうような扱いがあるということになりますと、やはり何らかの条件は設けてもやむを得ないのじゃないかというふうにも考えられるんです。これは部長の言われるように将来の課題としておいた方がいいのかもしれないが、その程度にしておきましよう。

それから、いずれにしろ少し資格要件が厳し過ぎはしないか、職務範囲の制限も広きに失することはないかというふうな批判がないではないです。

ね。これは、衆議院の會議録などを見てもそういうふうなニュアンスが時として出てくる。それはEC代表部の批判だけに限られていくわけではない。これは一体、今も部長の言われたようなことによるのかあるいは弁護士職の職域擁護がそこそこ暗々裏に働いていることによるのだろうか、いろいろ考えられるのであります。最もこれに人を納得せしめるに足る合理的な理由と云ふのは何なのだろうかと思ふんですが、これをちょっと説明していただけないか。

○政府委員(井嶋一友君) 資格要件につきましては、そのうちの実務経験五年の要件につきましては今御説明したわけでございます。要は試験選考を経ることなく外国の資格をもとに我が国における活動を認めるわけでございますから、それなりに合理性がなければならぬというところは当然でございます。やはり外国法事務弁護士は、職務を行いますと当然他人の権利義務に關して重要な役割を果たすわけでございますから、それなりに資質、能力、知識といったようなものが十分に保証されたものでなければならぬ、こういう観点から、どこの国も外国弁護士を受け入れる制度を見ましてもその広さ狭さの差はございますけれども、やはり要件を課しておるわけでございます。それはそれぞれの国の司法といえますか、制度の物の考え方根差しておるのだらうというふうな思つておるわけでございます。

資格要件のところは御説明いたしましたので、職務範囲の制限につきまして若干合理的な根拠といたしたものを申し上げたいと思ひますが、これも先ほど参事官の説明にもございましたけれども、やはり選択の方法としては、世界には二つの方法があるわけでありまして、いわゆる外国法一般を扱わせるということと認めていく国、それから我が国の法案のように原資格国法、言いかえれば自国法に限定して職務範囲を認める、大きく分けますとこの二つの流れがあるわけでございます。イギリスとかフランスとかアメリカの考え方は外国法一般を認めるという、どちらかという広い考

え方をとつておるわけでございます。それに対してドイツなどは我が国と同様、原則的には自国法の事務を取り扱わせるのだという考え方になっておるわけでございます。

そういった意味で、この職務範囲を考える場合に選択する選択肢としては二つあるのだらうと思ふわけでございますが、我が国の法案では自国法に限るという選択肢をとつたわけでございます。

その考え方の根拠は、やはりその知識が試験をクリアした、試験に合格をしたということによつて制度的に保証されているということ、言いかえれば我が国において導入しようとする外国法に關するサービスは質のいいものを導入しよう、という考え方でございます。当該国の試験に合格をしたというこのゆえをもつてその知識が制度的に保証されているということで保証されている範囲の法律サービスをしてもらおう、できるだけ多くの国の人たちに受けてもらつてそういう形で仕事をしたいだけならば、より広くより多くの国の法律についてのサービスの提供が受けられるではないかという考え方を採用したわけでございます。これはそれなりに我が国の制度としても十分合理性があるし、また我が国におりますユーザ、これは日本人に限らず、日本企業に限らず、外国の企業についても同様でございます。我が国において外国法事務弁護士を使いますユーザの立場の保護と申しますか、法的生活の安定と申しますか、そういったことを確保するという観点からもこの選択の方が正しいというふうに考えてこの制度を採用したわけでございます。

ただ、これはあくまで自国法に限るわけでございますので、できるだけ多くの国の人たちが外国法事務弁護士になつて入つてきてくれることが大事であります。したがつて、そこで相互主義を採用してできるだけ多くの国に門戸を開かせるのと同時に、門戸を開いた国の弁護士が入つてこれらにいうにいう制度も他方に打ち立てておるといふことでございまして、それが相まって主要な国

の自国法といふか、法律に關するサービスがそれぞれの外国法事務弁護士によつて受けられるという制度を構築するというにしておるわけでございます。

○寺田熊雄君 それから、この法務大臣の承認に非常に厳しい条件がたくさんある。禁錮以上の刑に相当する刑に処せられた者であるとかいろいろ欠格条項的なものは、これは当然だと思ひますが、問題は第十條第一項の三号なんです。「誠実に職務を遂行する意思」、これはなくちゃいかぬ。ただ、「適正かつ確実に職務を遂行する」ための計画、住居、まあ住居はなくちゃいかぬが、「財産的基礎を有すること」、つまり日本の弁護士と比較いたしますとほかに厳しい要件を必要としておる。これはやはり外国にもこのよ

うな制度を設けた国があるのでしょうか。それから、職務遂行上の計画、財産的基礎、損害賠償能力というふうなものが、これは実際あなた方が承認を与えるかどうかにかつたつてどの程度の具体的なものを考えておられるのか。例えば損害賠償能力という場合にどの程度の金額を下限と覚えておられるのか、財産的基礎といつてもこれの下限としてどのぐらいのものを覚えておられるのか、そういうところを承れば大変参考になります。これをお願いしたい。

○説明員(但木敏一君) まず、御指摘の十條一項三号に当たるような条項が他の外国で見られるかという御質問でございますが、依頼者に対する損害賠償する能力を要求している国は幾つかございます。例えばニューヨーク州とかあるいはワシントンDCなどはやはり依頼者に与えた損害を賠償する能力を要求しております。また、前段のいわゆる「適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有する」というような規定と同じような規定はドイツの法律相談法の施行令にございまして、依頼者の資産状態及び経営方法を考慮した結果、依頼者の利益を害するおそれのある場合に許可を拒否しなければならぬ

というような規定がございます。

諸外国では、このような問題につきましましてはさまざまな観点からの規制が考えられております。例えばイギリスですと、これは専ら入管行政によるチェックというところになるかと思ひますが、その際にやはり十條一項三号とはやや異なる観点から同じような審査があるかと思ひますし、またアメリカ型ですと、いわゆる裁判所の自由な裁量にゆだねられておるものですか、許可の際にさまざまな条件というものを考慮することができるようになつておるわけでございます。あるいはベルギーにおきましては中小企業貿易局というようなところが許可しておるわけでございますが、そうした際にも別の観点から同じようなチェックが行われておるわけでありまして、いずれにいたしましても、ある国が、外国人といふか、外国の資格を持った者を受け入れて国内での活動を認める際には、やはりそれなりに国内活動が適正に行われるというところを一応チェックして、そして受け入れるということになるのは大体世界共通ではないかと思ひます。

一体、ここに書かれてある事項は、現実的にはどのような条件を要求しているのかというお尋ねでございますが、これは外国法事務弁護士がどのような形態で入つてくるかということにかなりかわつております。例えば外国法事務弁護士が日本の弁護士に雇われるという身分で入つてくる場合、あるいは日本に既にいる外国法事務弁護士に雇われるという形で入つてきます場合には、ここで言つております条件はほとんどその雇ひ主の証明によつて補われてしまふことになるかと思ひます。また、既に日本に在る外国法事務弁護士とパートナーシップを組むというような計画で入つてくる場合にも、既に日本の国内にございますその外国法事務弁護士事務所がしっかりしていればいいわけでありまして、その証明によつて足りるのではないかと。

一番問題になりますのは、日本でみずからが外国法事務弁護士事務所を開設する、その施設を

設けて自分が経営するといふようなものについてであらうかと思ひます。この場合には、一体どこに事務所を定めるのか、事務所を定める客観的な資力があるのかといふような点がやはり問題になつてくると思ひます。

それから、依頼者に対する損害を賠償する能力につきましましては、委員十分御案内のとおり、近時、保険会社は各種の業務保険をつくつておりまして、弁護士につきましても弁護士業務に際して他人に与えた損害を賠償する保険というやうなもの日本でもございます。したがひまして、こういう保険によつてこの条件を満足させるといふやうな場合もございまして、あるいは雇われるというやうな場合は雇ひ主あるいは特殊な場合にはアメリカのローファームの保証というやうなさまざまな形態でこの十條一項三号の要件を証明することができるといふふうに考へております。

ただ、保険金額は幾らでなければならぬかといふやうな点につきましましては、まだ十分煮詰めた議論がなされておられませんので、それらの点につきましましては詳細これから検討に待つということにならうかと思ひます。

○寺田熊雄君 そうすると日本の場合は、あなたが言われるやうなイギリスやベルギーのやうな入管の段階でチェックするということとは全くせず、専ら法務大臣が承認を与えるかどうか、その段階で条件を満たせると、そういう方法をとるわけですね。

○説明員(但本敏一君) 在留資格の点につきましましては、日弁連に登録されるまでの間はさまざまな資格で入国するのではないかと。一番典型的なのは四一―四と言われている短期ビザがございまして、これは観光ですとか商用ですとか、あるいは留学生が大学の試験を受けに来るとか、いろいろな理由で発行されるわけですが、この四一―四という資格で登録までの間は在留しているのではないかと思ひます。登録をされますと、今度は四一―一六―三といふやうな法務大臣が特に在留を認めた者といふ資格に変わることにならう

かと思ひますけれども、既に法務大臣が承認をしております場合には、いわゆる法務大臣がその外国法事務弁護士が日本に入つてきて十分適正に職務を遂行できる能力というのを既に認定しているわけでございます。もちろん入管当局は入管当局の独自の権限によつて審査するわけですが、理論的には全く別でございまして、既に大臣の承認がおりてゐる場合にはかなり迅速な判断が下せるようになってゐるだらうといふことは言えるかと思ひます。

○寺田熊雄君 これも衆議院の会議録に出てきてゐる問題ですが、第十條三項の日弁連の意見は参考とする趣旨であるか。もちろんそれは尊重はするものでしょうけれども、これに従わないという場合は法的にはあり得るのじゃないかと思ひます。これは弁護士法の削除された第七條第六項にもやはり最高裁が「日本弁護士連合会の意見をきかなければならない」といふ規定がかつてありましたが、これはどういふふうに考へますか。法的にはやはり従わなくてもいいということになるのでしょうか、現実にはやはり尊重して対処するというところになるんじゃないか。この点どうでしょう。

○政府委員(井嶋一友君) こういった「意見を聴かなければならない」といふ規定は、この承認の規定のところ以外に、承認の取り消しをする場合にもやはり同じやうな規定になつてゐるわけでございますが、いずれにいたしましても今度の制度では、法務大臣が資格を承認いたしました後、その後日弁連に登録をいたしますと、その後は外国法事務弁護士に関する指導、連絡、監督は日弁連が行うということになるわけでございます。この承認と登録の制度は相互に関連し合ふものでございまして、承認の登録の取り消しがありますれば承認の取り消しをするといふやうな制度もございまして、承認がなければ登録ができないというのが前提でございます。相互に相關関係になるわけでございますから、そういった意味で、この外国法事務

弁護士に関する事務処理を円滑適正に行いますために、やはりそれぞれ分担しております権限の行使につきましまして円滑に行えるようにするといふ趣旨のもとに意見を聞くといふ制度が設けられておるわけでございます。

これは、ただいま御指摘のやうに、旧七條におきましても同じやうな規定があつたわけでございますが、その規定ぶりそのまゝを規定したということになるわけでございます。その法律的な意味合いにつきましまして、今御指摘ございました法律的な意味におきましてはおつしやるとおりかもしれませんが、私どもは、そういった趣旨でつくられてゐる規定でございますから、日弁連の意見に反映させていく必要があるといふふうに考へてゐるわけでございます。万が一意見が対立したといふことも、これは十分意思の疎通を図つていくといふ基本的な立場で運用してまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

○寺田熊雄君 この法務大臣の承認には条件を付することがあります。また、それは法的にはできるのでしょうか。法的にはできるのだからうけれども、現実にはどうでしょう、条件を付することが予想されますか。

○政府委員(井嶋一友君) 法的にあるいは理論的にできるかというお尋ねであれば、あるいはできるといふことになるかと思ひます。一般論としては、法務大臣の承認につきましては、条件を付するといふことは考へておりません。

○寺田熊雄君 それから、法務大臣の不承認の処分あるいは承認取り消し処分等に対する不服申し立ての方法、これはどうなつておりますか。

○政府委員(井嶋一友君) 法文上は明白に規定はされておられませんけれども、法務大臣の承認あるいは承認の取り消しは一般のいわゆる行政処分でございますから、一般の行政処分と同様の救済手続が適用されるわけでございます。行政不服審査法によりましていふやうな異議の申し立てが当然で

きますし、さらに行政事件訴訟法によります行政訴訟の提起もできるわけでございまして、その場合は東京地裁第一審から始まるわけでございまして、一般の行政処分と同様に救済手続が発動できるというふうな理解をいたしております。

○寺田熊雄君 四十九条の規定の趣旨、それから立法理由、あわせて外国にも同種の立法があればそれをちょっと説明していただけないですか。

○政府委員(井嶋一友君) 四十九条では、一項で雇用を禁止し、二項で共同経営を禁止しておるわけでございまして、外国法事務弁護士は、職務範囲としては日本法を取り扱えないということになりますので、そして法廷活動ができないということになっておるわけでございまして、そういう意味で職務範囲が限定されておるわけでございします。

そういう職務範囲の限定されております外国法事務弁護士が例えは我が国の弁護士を雇用いたしますと、我が国の弁護士は今申しましたような制限はないわけでございまして、いわばフルパワ―の職務範囲を持つておるわけでございまして、そういう制限された職務範囲の者がフルパワ―の者を雇用いたしますと、この外国法事務弁護士が収益の増大を図るために、雇用してあります日本の弁護士の業務に介入するという事態が予測されるわけでございします。そういったしますと、当然、日本の弁護士の業務と申しますのは日本法に関する事務あるいは法廷活動に関する事務も含まれるわけでございしますから、そういった介入によりまして、外国法事務弁護士が本来取り扱えない事務に介入したと同様の結果を招来するというような危険性があるわけでございしますので、そういう意味で外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止するという考え方が出ておるわけでございします。

それから、共同経営の禁止は、御案内のとおり、組合契約等の形態によりましてパートナーシップを組むという形の共同経営を禁止するわけでございしますけれども、これもこのパートナーである日

本の弁護士が収益を上げることが当該ファームにとりましては、組合によりましては利益になるわけでございしますから、やはり雇用の場合と同様に、この収益の増大を図る上におきましてそういうパートナーの事務処理に介入する危険性がある。したがって、あらかじめそういうことを禁止して、そういう介入を防ごうという考え方を、さらには、日本の弁護士が得た収益を共通の収益として、日本法を配分するというような形が共同経営でございしますから、そういう形で日本の弁護士の日本法による収益あるいは日本の法廷活動による収益といったようなものが組合に帰属をし、それが外国法事務弁護士に分配されるというふうな形はやはり職務範囲が限定されておる趣旨を潜脱することになるといふことから、これもそういう危険を防止し、法律の本来の筋を通すためにはこういう制限もやむを得ないということになるのかと思つておるわけでございします。

諸外国におきましては同様の取り扱いをしておるものが非常に多くございまして、アメリカにおきましては必ずしも規定上は禁止というようない明確なものはないようございしますけれども、ヨーロッパにおきましては、フランスにおきましてもドイツにおきましてもイギリスにおきましても、あるいはベルギーにおきましても、当該国の弁護士と受け入れられた外国の弁護士との雇用あるいは共同経営を禁止いたしております。これは、それぞれの国の物の考え方によってそれぞれの理由は違ふかと思つておるけれども、共通して言えますことは、やはり当該国の弁護士の独立性と申しますか、倫理と申しますか、そういうものをきちっと守るという観点から、やはりそういう形での共同の活動は認めないというルールになつておるといふふうに理解をいたしているわけでございします。

ただ、これも先ほど来申しますように、昨今のようない国際的法律事務の増大に対処するにはやはり非常に不便ではないかという議論も他方にあるわけでございしますので、そういう観点から、

アメリカあたりはこの制限につきましては非常に不満を述べておられますし、アメリカとしてはヨーロッパのそういう制限についても同様の不満を持つておるはずでございします。そういう声がだんだん大きくなつて、国際社会においてやはりもっと門戸を開く、もっと自由化するというような傾向が出てまいりますれば、我が国もそれに追随することになるかと思つておられます。現時点におきましては、諸外国においてそういう制限を持つておられますので、その制限にやはり従つておられますが、それが現在の趨勢であるという理解のもとにこの制度を取り入れたということでございます。

○寺田熊雄君 終わります。

○委員(二宮文造君) 本案に対する質疑は、午前はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員(二宮文造君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外国法事務士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○飯田忠雄君 まず最初に、大臣の提案理由の御説明がございましたので、その中で少しくわからぬ点があるところがありますのでお尋ねをいたします。我が国の現行制度は、外国法について専門的知識を有する外国の弁護士が我が国において事務所を開設して法律事務を行う道を閉ざしておる」と、こういうふうに御説明になつていたわけですが、弁護士法を見ますと、どうもこういうことが弁護士法には書いてないのではないかと、うふうに思われるわけですが、弁護士法の七十二条に「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」の規定がございしますが、この規定は今問題にしておるとこ

ろの外国法事務弁護士の事務所開設を禁止した規定であるかどうか、大変疑問なんです、それでこのことについてちょっとお尋ねをいたします。まず、弁護士法の七十二条に言われておる「法律事務」というものですが、これはやはり日本の法律事務のことであると思われるわけですが、そうであるならば、外国の法律についてこれを取り扱うという問題とは関係がないのではないかと、いうことがまず一点ございします。

それから、いろいろの外国の法律というものがございしますが、我が国において外国の法律を扱う場合に、これは法として扱うのではなくて事実問題として扱うのではないかと、こういうふうに考えられるわけですが、といひますのは、もし外国の法律が法律であるということによって日本の裁判官がこれを用いることができるということになりますと憲法に反するのではないかと、いう疑いがあるからでございます。

憲法の七十六条の第三項によりまして、すべての裁判官は、この憲法及び法律にのみ拘束されると、こうありまして、外国法に拘束されるとは書いてないわけでございします。そこで、外国法というものは、いかなる場合でも我が国においてこれを援用したりする場合は、必ず我が国にそのことができるとする法律があつて、その法律において認めておるからであるのだということになりますと、それはやはり外国の事実を我が国の法律で用いることを認めておるといふことではないかというふうに考えられるわけでありまして、そうなりますと、弁護士法の七十二条が非弁護士の法律事務の取り扱いを禁止しておりますけれども、その規定では、外国法を取り扱うという問題は、これは法律事務じゃなくて事実の事務なんではないかと、該当しないのではないかと、こう思われるわけでありまして、そこで、大臣の御説明の我が国において外国の弁護士が事務所を開設して法律事務を行う道を閉ざしておるといふ、そのおつしやつた意味は、また別の何かの法律でそういうことが決めてあるのではないかと思われま

すので、その問題につきましてどのように御理解になっておるか、お伺いをするわけでござい

○政府委員(井嶋一友君) まず、弁護士法七十二

確かに、この七十二条の解釈をいたしまして、
外国法を含まないという解釈をする考え方がござ
いまして、それが有力に主張されておることは承
知をしておるわけでございまして、多数と申しま
すか、私も考えております考え方はそういう考
え方ではございまして、弁護士法七十二条に言
うところの「法律事務」は日本法に関する法律事
務に限らず、外国法に関する法律事務も含まれる
ものだといふふうに考へておるわけでございま
す。そういったと、この弁護士法七十二条に
よりまして、外国の弁護士が我が国において我が
国の資格を持たずに外国法に関する法律事務を行
うことをやはり禁止をされておるといふふうに考
へるわけでございまして、この提案理由説明に
ございまして、「事務所を開設して法律事務
を行う道を閉ざして」といふ表現になるわけ
でございまして。

ただいま委員御指摘のように、外国法に関する
事務は禁止してないのじゃないかという説は、
確かに我が国の弁護士につきましても外国法に関
して制度的な保証といえますか、つまり試験をし
ていないという意味におきまして制度的な保証が
ないのではないかと、それから逆に
外国の弁護士は当該国の外国法に關しては試験
を受けておるといふような意味で制度的に保証が
ある、日本の弁護士と比べれば我が国内において
外国法に關する法律サービスとしてはより良質な
サービスができるのではないかと、あるいは
外国の弁護士も本国で弁護士の資格を持ってお
る以上は本国の弁護士会の監督を受け、その倫理
に従うという意味において規律されておるではな
いか、そういった観点から、活動を認めることは

この弁護士法七十二条の禁止の法意に触れないの
ではないか、こういう立論になるのではないかと
思ふわけでございしますが、確かにこういふ御意
見は一つの御意見として傾聴すべきものだと思
うわけでございまして。

しかし、考えてみますと、昭和八年の旧弁護士
法でこの七十二条の規定がございまして、日本に
おきましては法律事務の取り扱いを弁護士独占と
したわけでございましてけれども、そのときに考
えられた考え方の一つは、やはり弁護士は
業務というものが他人の法律事務、法律関係、権
利関係に介入するものであるといふようなことか
ら、高度の学識を有し、かつ高度の職業的な倫理
基準に服させるべきだ、また服しておるものだか
らこそ独占を許すのだ、こういうふうな考え方で
ございまして、そういう意味で、我が国におい
て他人のために法律業務をするという仕事を行う
以上は、我が国の制度といたしましては、やはり
我が国の弁護士と同様に高度の職業倫理あるいは
規律に服するものでなければユーザの利益を守
ることができないという観点から考へられるわけ
でございまして、そういう意味で、外国法につ
いては自由にできるという考え方もありますけれ
ども、それはやはり完全に自由にできるという考
え方はこれらの伝統的な我が国の弁護士法の考
え方にマッチしないのではないかと、ことから、伝
統的には、先ほど申したような七十二条には外国
法も含むのだという考え方が定着しておるのだと
いふふうに理解をしておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 憲法との関係はまだ御答弁いた
だいていないんです。つまり私の質問は、憲法の七
十六条三項で、裁判官は憲法及び法律だけに拘束
されることある、この場合の法律というのは日本の
法律ではないか、つまり外国の法律ではあり得な
いのではないかと、質問なんです。
そうしますと、法律という言葉を一時的に解釈
しますと、やはり憲法、法律全体にわたって日本
の国で法律というのは日本国の法律のことであ
る、こういうふうな考え方がいかにでしようか

と、こういうことなんです。

○政府委員(井嶋一友君) 御指摘のように憲法に
は、裁判官は憲法と法律のみに拘束されるという
ことになっておりまして、御指摘のようにその法
律は日本の法律ということになるかと思ひいま
す。

しかし、この渉外的法律関係について裁判所で
事件を処理する上におきましては、当然、準拠法
によりまして外国法が準拠法に指定され、外国法
がその裁判の裁判規範になるというケースが間々
あるわけでございまして、そういったものは日
本の法例という準拠法を通して外国の法令が裁判
規範になっておるといふ意味におきまして、やは
り法律のみに拘束されるという憲法の規定に適合
する処理がなされておるものだというふうに考
えるわけでございまして。

○飯田忠雄君 この問題は、もうきょうは議論し
ようと思ひませんが、非常に疑問がある点です
ね。準拠法自体が実は疑問があるんです、この憲
法の七十六条三項の問題の関連においてですね。
しかし、きょうはきやめておきます。

それで、きょう一つ御質問いたしたいのは第三
条でございまして、第三条のただし書きの意味が
どうもはつきりしない表現でありますのでお尋ね
をするわけで。

この後のところを見ますと、第一項の一号から
六号までのことは一体どういふことかわからない
んです。第二項を見ますと、「前項の規定により
職務として行うことができる法律事務」と、こう
ありますので、この一項の各号は法律事務として
外国法事務弁護士が取り扱うことができるという
意味にとれるのですが、そういうふうにとつても
いいものでしょうか。つまり、はつきりしないの
は、「ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、
この限りでない。」とあるわけですか。「この限り
でない。」の「この」とは一体何を指すかというこ
となんです。

第三項を読んでみますと、「外国法事務弁護士
は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱

によつて、原資格国法に關する法律事務を行うこ
とを職務とする。」と、こうあります。そうして、
ただし書きで「この限りでない。」とありますが、
「この限り」といふのは外国法に關する法律事務
ということなのか、職務ということなのか、ある
いはどれを指すのかというところがどうもはつき
りしない。したがひまして、この一号から六号ま
でのは、一体外国法事務弁護士が行ふことなの
か、行つてはいけないことなのか、それがはつき
りしないわけです。ただ、第二項によつて、どう
もこれはできることを指しておるのではないかと
いふふうな受け取れるというだけなんです。それ
で、この表現の仕方が大変あいまいなものであり
ますので、この限りでないの「この」は「この」
は一体何を指すかということについてお尋ねいた
します。

○政府委員(井嶋一友君) 法律の文言につきまし
ての御指摘でございまして、立案を担当いたし
ました主任の参事官がおりますので、行き届いた
説明ができるかと思ひますので、説明させていただきます
でございます。

○説明員(但本敬一君) 委員御指摘の第三条第一
項、本文でございまして、これは「外国法事務弁
護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の
委嘱によつて、原資格国法に關する法律事務を行
うことを職務とする。」といふこととございまして。
ただし書きにおきまして「次に掲げる法律事務を
行うことは、この限りでない。」と定めましたの
は、「行うことを職務とする。」というものの対す
る例外を規定しているものでありまして、したが
つてその意味は、「原資格国法に關する法律事務」
であつても「次に掲げる法律事務を行うことは、
この限りでない。」つまり職務ではないという定
め方をいたしたものでございまして。

したがひまして、二項で「前項の規定により職
務として行うことができる法律事務であつても、」
と書いてあります意味は、一項の本文で書きで書
きました「原資格国法に關する法律事務」のうち
一号から六号までを除いたもの、すなわち外国法

事務弁護士の職務内容となっているものであつてもという意味でございます。

○飯田忠雄君 御説明を承ると、なるほどそうかと思ひますが、この規定を読んだ限りでは、なかなかそう読むのは難しい。素人にはわからないんです。もう少しわかるようにならなかったものかと思ひます。本を発行してちょっと注釈を加えてもらふといけません。

それでは、次に行きます。

この外国弁護士による法律事務の取り扱いを必要とするということになってまいりました。必要性というものはどこにあるかという点で疑念が持たれるわけですが、先ほどの御説明だけではちょっと足りません。もう少しその点を補足していただけないか。どういう必要性があつて外国弁護士による法律事務の取り扱いについて決めたのかということですね。

○政府委員(井嶋一友君) 提案理由説明にも記載されておりますように、最近の世界経済の発展と国際社会の緊密化に伴ひまして我が国と外国との人的、物的交流が活発化していることは御案内のとおりでございますが、数字的に見ますと、昭和四十年と五十九年を比較いたしますと、輸出額におきまして十三倍、輸入額におきまして十一倍と増加をいたしております。さらに、日本人の出国数を見ますと三十倍、そのうち海外支店に勤務する者ということで海外に出国いたしますのは十五倍ということになっております。さらに、外国人が我が国に入国する数も八倍というように、数字的にも人的、物的な交流の拡大が示されておるわけでございます。

このような人的あるいは物的な交流が活発化いたしますと、必然的にそういつたことに伴ひまして、例えば輸出入契約でございますとか、あるいは代理店契約あるいは合弁事業契約あるいは特許その他のライセンス契約等、要するに各種の国際的な契約、つまり渉外的な法律事件に関する契約の締結の量といったものが増大を遂げているわけでございます。それに伴ひまして、この契約締結

結の代理でございませうか、あるいは契約文書の作成でございませうかといったような、いわゆる弁護士が処理をいたします法律サービス事務が増大を遂げる。さらに、外国のいろいろな法律、会社法でございますとか税法でございますとか為替管理法でございますとか独占禁止法でございますとかといったような外国の法令の解釈あるいは適用についての鑑定と申しますか、法律相談といったような事務も国際取引の拡大に伴つて当然増大をするわけでございます。

さらに、法人の出国あるいは外国人の入国といったことに伴ひまして、それらに関連する親族関係あるいは身分関係といったような法律事務もやはり数値的にはふえてまいつておるわけでございます。今後これらの傾向が増大すればするほど、こういった国際的な法律事務の拡大を伴うことは容易に推測されるわけでございます。しかも、最近におきましては、単に二国間だけの取引ではなくて、多国間の取引あるいは多国籍企業に見られますような多くの国の法律知識を必要とする法律事務がふえてまいつておるわけでございます。一個人の法律知識のみをもつては対応できないというふうな事態になりつつあるわけでございます。

そういった状況に対応するためには、どうしても専門化した弁護士の法律知識、ノウハウを活用するというのがこの現在の状況に対応する必要不可欠なものではないだろうかというように、ことが言えるわけでございます。

ところが、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、我が国の現状を振り返つてみますと、我が国の弁護士は個人経営を原則としておりまして、アメリカのローファームのような大きな事務所、そしてかつ専門化した事務所、弁護士をたくさん抱えているような業務形態といったようなものは我が国には存在をしないわけでございます。個人経営を原則としておるわけでございますから、そういった意味で、一部海外弁護士等が生まれつつありますけれども、やはり専門化は必ず

しも十分でないと言われておるわけでございます。

さらに、こういった国際的な法律事務、渉外的法律事務というものは外国語によつて処理をされなければなりませんけれども、その辺のところにつきましても必ずしも日本の弁護士は十分でないと言われておるわけでございます。さらに、そういった国際取引の場面における交渉能力といったようなものも、これはまた今までの伝統がなせるわざではありましようけれども、必ずしも十分に対応できるだけの人がそろつていないというふうなことも言われておるわけでございます。

そういったことから、提案理由説明にございませうように、やはり我が国においてそういった法律事務を処理する弁護士は必ずしも十分でないということも、これは現実であるかと思つてございませう。

そういったことから考えますと、我が国の現状を直ちに改善してこれに対応できるかというところ、なかなか難しいところがございます。したがひまして、これから進むべき道としては、外国の弁護士資格者を我が国に外国法律事務弁護士として導入をいたしまして、そういった人たちの専門的知識を活用することによつて、そして我が国の弁護士と共同してそういった法律事務を処理することによつて、拡大し増大する国際的な法律事務に対処するというのが現在最も好ましいあるべき姿ではないかというように、このことから必要性を見出しまして、日弁連もこの受け入れを決められた、それに基づいて私どももその考え方が妥当であるということで法案として提出をさせていただいた、こういうことになつておるわけでございます。

○飯田忠雄君 よくわかりました。

それでは、この法案をつくられる過程におきまして貿易摩擦の関係だということをしばしば目にしたことがございますが、これは貿易摩擦とどういふ関係があるのかをいまいしうか。

○政府委員(井嶋一友君) 若干経緯について触れながら御説明させていただきますが、御案内のよ

うに、この問題は最初ニューヨークルールができました年に、ニューヨークの弁護士会から日本弁護士会に対して、ニューヨークが門戸を開いたの日本も門戸を開いたらどうかと、こういう申し入れがあつたことに端を発しておるわけでございます。これは昭和四十九年であつたと思ひます。

それ以後、アメリカの弁護士会と日本の弁護士会同士の話し合いというものが継続されたわけでございます。専ら弁護士の内部の問題というところと対応されていたわけでございますが、その両者の話し合いがうまくまとまらないという経過をたどりました結果、昭和五十七年にアメリカ政府から、弁護士業務といったものを法律サービス、つまりサービス業務の自由化の問題というふうな形でとらえ、さらに日本の市場へのアクセスの問題としてとらえて、貿易摩擦問題ということと日米貿易委員会の組上のせてまいつたのでございませう。それが昭和五十七年でございます。それから二年おくれで昭和五十九年にEC諸国から同様の要求がございまして、それ以後政府がこれの対応を強いられることとなつたわけでございます。その契機となつたのは、今申しましたように貿易摩擦の解消という意味でございませう。ここで言われております貿易摩擦の意味でございませうけれども、二面あるだらうと思ひます。

一つの面は、外国の企業が我が国に進出するにつきましては、どうしても当該国の弁護士のいろいろな法律サービスを受けなければ進出するに十分な法律問題の解決ができない、したがつて自分の国の弁護士の法律サービスを受けることが我が国の市場へ参入する不可欠な要素である、こういう考え方から、我が国が外国弁護士の受け入れをすることによりまして日本に進出したい外国の企業が日本の市場へのアクセスが容易になるという観点が一つでございます。

それからもう一つの観点は、外国の弁護士業務自体、これがやはり保険とか銀行とかといったようないわゆるサービス業務と同種のものであるとい

うことで、そういったサービス業務の自由化の一つとして弁護士業務といったものも自由化をすべきであるという、これは弁護士業務自体の自由化の問題ということで日本に対して開放を迫ってまいった、こういうことでございまして、こういった二面が貿易摩擦の意味合いであらうというふう

に思うわけでございます。
しかしながら、そういったものが契機とはなりませんでしたけれども、従来何度か御説明いたしました、我が国の政府といたしましては、それを解決する手段は結局弁護士の国際交流でもって解決することになるのだ、弁護士の国際交流で解決するということになる、これは我が国の司法制度の重要な一環を担う弁護士制度の変革の問題ではないかというところから、これは単に経済摩擦の問題ではなくて、司法制度の重要な変革の問題であるということからこの問題をとらえまして、そして我が国において弁護士自治という独特の制度を持つております弁護士会の職域に影響するところ大でありまして、その弁護士会の自主的な意見を尊重するという態度、この二つを二本柱といたしまして今日まで対応してまいったということでござい

ざいます。
もし貿易摩擦という点からだけ解決するとするならば、これは外国が当初主張しておりましたように、例えば企業のコサルタントとか国際取引コンサルタントとかいったような名称、資格のもとにそういった業務に就いてのみ我が国において活動を認めるというような制度が構築できたのかと思ひますけれども、やはりその中身は弁護士活動そのものであるということから我が国政府はそういう対応をしなかつたということでござい

ます。
○飯田忠雄君 また別の点からお尋ねいたしますが、憲法の二十二条は、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を認めるということになっております。そこで、この規定は在日外国人にも適用されると思ひますが、これが適用になるということを認めるならば外国弁護士が日本国内で自

分の国の法律事務を行うということが一体公共の福祉に反することになるだろうか、それが日本の国益をどのように侵害することになるのか、こういう問題が起つてくるわけでございまして。公共の福祉に反しておれば外国人弁護士に日本の国内で営業をやらせることを禁ずるということは当然でございまして、その点のところはどうもはつきりいたしませんので、御説明を願ひます。

○政府委員(井嶋一友君) 憲法の第三章に規定されております各種の基本的人権の保障は、権利の性質から我が国の国民のみを対象としているというものを除きまして、我が国に在留する外国人に對してもひとしく適用されるものだというふう

に考えておるわけでございまして、そういった前提で第二十二條の権利を見ますと、「居住、移動及び職業選択の自由」ということでございまして。これはその権利の性質上我が国国民のみを対象としているものとは考えられないわけでございましてから、当然基本的には我が国に在留する外国人にもこの規定が適用される、つまり外国人にも保障されてい

るというふうな理解をいたしておるわけでござい

ます。
ただ、御指摘のように「公共の福祉に反しない限り」ということがこの条文においてわざわざ書いてあるわけでございまして、その意味合いは、憲法上いろいろ議論されておりますけれども、やはり外国人にも保障されておりますけれども、合理的な理由がある場合には制限があるということも当然であるというふうな考えをしておるわけでござい

ます。
○飯田忠雄君 私が質問しましたのは、外国人弁護士が日本の国内で法律事務を行うことが公共の福祉に反するかという質問なんです。

○政府委員(井嶋一友君) 先ほど申しましたように、七十二條の解釈論として外国法を含むか含まないかという議論が一つあるわけでござい

ますが、御指摘のように外国の資格をそのまゝ認めて自由に自分の国において外国法に関する法律サービスを認めている国というのもござい

ます。まさに委員のお考えに沿った国であるわけでござい

ますけれども、例えばフランスでござい

ますとかイギリスでござい

ますとかベルギーでござい

ますとかいった国は、当該国の弁護士に独占をさせております事務以外の一般の法律事務につ

きましては一般人だれでもできるという考え方の国でござい

ますから、したがって外国において資格を取った外国弁護士につ

きましては当該国において自由

に外国法についての法律サービスをできるという考え方をと

っておるわけでござい

ます。
ただ、私どもの国と申しますか、日本ではそう

いった考え方がとられなかつたわけでござい

まして、その沿革は先ほど申し

ました昭和八年の旧弁護士法に

さかのぼるわけでござい

ますけれども、我が国の司法制度の中におきま

すけれども、やはり他人の権利義務に重大な影響を与える弁護士についてはそれなりに高い倫理基準を要するとい

うようなこと、その反面といたしまして、弁護士の事務独占を認めるという形で今日まで推移をしておるわけでござい

ます。その中において外国の弁護士資格者につきま

すてもやはり七十二條の対象になるのだというこ

ことで今日まで規律をしておるわけ

でございます。
したがいまして、そういう状況下において無制

限に何らの規制もなく自由に外国の弁護士に我が

国において外国法の事務を取り扱わせるというこ

とはやはり弁護士法の現在の精神に反する、言い

かえれば弁護士法が考へておりますユーザーの保

護と申しますか、いわゆる本人の権利義務に重要

な影響を与える職務を行う弁護士でござい

ますから、そういった依頼者の権利保護といったよう

な観点からこれを禁止するのは、やはり公共の福祉

といったような観点あるいは日本の国益といった

ような観点から当然であるのだというふう

に理解をされて今日まで来ておるのだというふう

に承知をしておるわけでござい

ます。
○飯田忠雄君 外国法律事務弁護士というのは日本

の法律を取り扱わない。それから、このたびでま

した法律によつて見ますと、第三條の中で一号か

ら六号までのことは職務としない。この内容を見

てみますと、これは裁判に関する代理事務とかあ

るいはいろいろ書類の手續、こういうもの全

部、一応書いてあります。外国法律事務弁護士とい

うのは日本の法律は取り扱わない、それから日本

の法廷事務は一切取り扱わない、また法廷事務に

関連するような書類は一切取り扱わない、そうい

うものは職務でない、こう書いてござい

ます。そうしますと、外国法律事務弁護士の職務とい

うのは弁護士法による弁護士の職務とは一致しな

い、重複するところはほとんどないと考えられる

わけであり

ます。
そうでありますならば、なぜそれを弁護士とみ

なして日本の弁護士会の統制下に入れなきやなら

ないのか、その必要性はどういうところかという

疑念が生じてまいるわけでござい

ますが、その点についてどのよう

に御見解を持っておるでし

ょうか。
○政府委員(井嶋一友君) 委員御指摘のとおり、

外国法律事務弁護士と弁護士の職務範囲を比較いた

しますと、確かに外国法律事務弁護士は狭いわけ

でございます、そういった意味におきまして弁護

士ではないのではないかと御指摘もまたその

面においては当たつておると言えるかと思

ひます。
しかし、外国法律事務弁護士が職務といたしま

すのが原資格国法あるいは指定法に関する法律事務

でござい

ますれば、これはもう無制限に、刑事で

あろうが民事であらうが行政法であらうが、要す

るにすべての法領域について一般の法律事務がで

きるということになるわけでござい

まして、その部分を

とてみますと、これはまさに我が国の弁

護士が今日まで独占してや

つてまいりました業務と完

全に重複する部分であるわけ

でございます。この

事務は、今後国際的な法律事務の増大に伴

ひましてこ

ういった分野の法律事務がますます拡大され

ていくということでございます。いわば日本の弁護士と外国法事務弁護士がまさに競争関係になる分野であるわけでございます。

そういう意味で、この職務範囲は限られてはございますけれども、我が国の弁護士と同質性を有するものであるということがその限りでは言えるのではないかと考えています。そのような限りはございませうけれども、業務は他人の権利義務に重大な支障を与えるわけではございませうで、やはり我が国の弁護士と同様に極めて厳格な規律に服すべきものであるということも当然であるかと思われまして、また、その使命職責につきましても我が国の弁護士の使命、職責とおおむね変わるところはないはずだ。また、そういうものとして活動してもらわなければならないということも必然のことではないだろうかと思われまして、

ところで、委員御案内のとおり、我が国におきましては、弁護士の使命、職責にかんがみまして、弁護士自治という制度を昭和二十四年以来持つておるわけでございますけれども、その意味は、やはり基本的人権の擁護とか社会的正義の実現といったような高邁な職務を遂行する弁護士がその権能を十分に発揮できるように、政府、裁判所等の監督に服さず、弁護士の自治によって自律的に規律し合っていくことが国民の利益になるということ、そういった合理性からこういって自治の制度が認められたというふうにならざるを得ないわけでございますが、我が国の弁護士と同質である外国法事務弁護士につきましても、やはり同質である以上は、日本弁護士と同様に弁護士会の自治のもとに入れます。そこで自律的に規制し合うというシステムがまさに日本の司法制度そのものではないかということ。さらに、実質的に申し上げれば、政府がこれを行うことはまことに困難でございます。日常的に接触をする弁護士が外国法事務弁護士の職務を規律する、お互いに規律し合うというの方がより実効性のある規律の仕方であらうというように、これが実質

的な理由。そういつたことで、日本弁護士連合会の基本的方針として、やはり外国法事務弁護士は弁護士会の自治に入れるという基本方針を採用されたわけでございます。これは今申しましたような意味合いから合理性が十分あるというふうな考え方をもとにございまして、そういう考え方をもとにでき上がった制度要綱を基礎として法案にしたということになるわけでございます。

○飯田忠雄君

ただいまの御説明、わかったようなわからぬようなことになってしまったんですが、実は第三条で実に厳しく外国人弁護士の職務でない分野が決められております。例えば四号などもおかしなところがある。外国の裁判所又は行政庁のために行政手続上の文書の送達に必要とする文書を送達するといったようなことまでやっ

てはいかぬぞと、こう決められておるんですね。実に厳しい制限があるわけですね。そうしますと、どう見ても外国法事務取扱の弁護士というのは、名前には弁護士だけれども、その実体はおよそ弁護士とは言い得ないような者、つまり我が国における司法書士よりもっと力が弱い者のように見えるんですね。それで、こういう者がどうして弁護士の自治を侵害するだろうかという点に疑念を持つわけですね。

弁護士の自治といふのは弁護士自体の自治でありまして、弁護士以外の者に対して影響を及ぼす自治ではないはずなんです。そういうところから見まして、やはり疑問が出てくるわけなんです。これは、私は反対するということ意味じゃありませんよ。疑問が出てくるので、その疑問を説明していただきたい、こういうわけなんです。今の私の質問わかりますか。外国法事務弁護士は、およそ弁護士と名はついておるけれども弁護士らしからぬ者で、内容を見ますと司法書士よりもっと力の弱い者じゃないか、そういう者がどうして弁護士の自治を侵害することになるのかと、こういう質問なんです。

○説明員(但木敬一君) 委員御指摘のように、本法案の三条一項一から六号まで各種の行為を制限しておるわけでございます。旧来型の日本の弁護士はいわゆる法廷中心の弁護士であると言われておりまして、その意味では委員御指摘のような評価もあり得るかと思えるわけでございます。ただ、最近になりまして法廷外活動というものが弁護士の業務の中でのウェイトを占めつつあるわけでございます。特に渉外関係の弁護士の場合は法廷活動をほとんどいたしません。主な活動は渉外的な、つまり国際間の契約におきまして相手方と代理人としての資格で交渉し、契約内容を定め、契約書を作成するというような業務を専らにしているわけでございます。したがって、こうした分野での弁護士の活動という意味では、今般の外国法事務弁護士の業務もまさに同じ内容になるわけでございます。その場合に外国法事務弁護士が仮に弁護士とは全く異なった規律に服するということになりまして、例えば双方代理の禁止、つまり当事者双方の代理人になつて自分の都合のいいような事件処理をする、契約内容を定める、あるいは汚職の禁止、つまり自分の依頼者の反対当事者から金をもらって、そして自分の依頼者の利益に反した契約内容を定めるといふような行為はやはり禁止されなければならない。つまり、その意味では弁護士の倫理基準というものと外国法事務弁護士の倫理基準というものは全く同じ基準でなければならない、かように考えられるわけでございます。

こうした弁護士の当然あるべき倫理基準というのは、日本では弁護士会自身が維持するという制度が昭和二十四年以来続けられておるわけでございます。したがって、こうした職務上の倫理基準を効果的にかつ十全に維持するのは、現在までそうした倫理基準を設定し維持してきた弁護士会なり日弁連なりの中に外国法事務弁護士に入ってもらって、そしてその中で全く同じ倫理基準に服するものとして弁護士及び外国法事務弁護士の倫理基準というものを今後維持してもらいたい

い、このような考えから外国法事務弁護士を弁護士自治の中に取り込んだわけでございます。なお、委員御指摘のように、弁護士法上の弁護士自治は弁護士にだけ適用されるのであって、その他の職種まで及ぶものではないという御指摘がございまして、その御指摘もごもっともであると思ひます。

ただ、これまで説明いたしましたように、外国法事務弁護士のその業務の内容が弁護士の業務の内容と一致し、また倫理基準というものが全く一致しているというように、いわば弁護士の一種として弁護士自治の中に組み入れたわけでございます。したがって、いわゆる全く異種の倫理基準に服するような異職種を弁護士自治の中に取り入れたという趣旨ではないと考えております。

○飯田忠雄君 それでは、それで了解いたしました次に行きますが、この法案では相互主義をとっておると書いてありますが、相互主義をとるといふことは憲法の第二十二條に反するのではないかと。憲法の第二十二條は何人に対しても保障されておるのに、外国における事情によつて在日外国人を差別するといふことは憲法第二十二條違反となりはしないか、こういう疑いがあるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) まず、本法案におきまして相互主義をとった理由でございますけれども、これはもう御案内のことだと思ひますが、御説明申し上げますと、この外国法事務弁護士の制度が創設されますと、当然のこととして外国弁護士が我が国において活動することになるわけでございます。我が国の国民のみならず、我が国に在住いたします外国人あるいは外国企業に対しても良質の法律サービスを提供することができるとも思ひます。さらに、企業側にとりまして利益があるわけでございます。そういった意味で、この制度が創設されますと外国の弁護士にとつては大変大きな利益になるわけでございます。さらに、先ほど御説明しましたように国際的

な法律事務が今後ますます増大していくであろうということを考えますと、この利益といったものはますます拡大され、多大な利益になっていくというところであらうかと思ひます。

そういった利益を供与するわけでございますから、当然この制度におきましては国際的な互惠という考えから相互主義を採用いたしまして、我が国の弁護士に対しても利益を与えてもらいたいという制度をとることとしたわけでございますが、その意味合いは、外国において我が国の法律、日本法に関する法律サービスの充実に資する、そのことによつて外国におきまして我が国の企業あるいは我が国の法人あるいは日本に進出した外国企業といったものに対するメリットがあるということから、この相互主義の採用によりましていわれる弁護士との国際交流の促進を図ろうという一つの政策を掲げてこの国際法上の原則を採用したことになるわけでございます。

そういったことで本法案では相互主義をとったわけでございまして、委員御指摘のように、我が国の弁護士を受け入れていない国、あるいは連邦国家の場合は州に当たりますが、そういったところの弁護士は我が国において外国法事務弁護士になれないということが反射的に出るわけでございまして、それが委員御指摘のようにイコール憲法二十二条の職業選択の自由に反するのではないかと、こういう御指摘になるのではないかと思ひますが、でございますけれども、私はこの憲法二十二条は、先ほど御説明いたしましたように、外国人に対しては原則的には保障されるものではございませんけれども、やはり「公共の福祉に反しない限り」ということでございまして、それぞれ合理的な理由がある場合には制限がされるものだというふうに基本的には考えておるわけでございまして、これまでにもいろいろな形において制限がされておることは御案内のとおりでございます。

例えば資格制限もそうでございますし、あるいは公共の秩序安定を維持するために制限するといったような趣旨の制限もございまして、さらにもつ

と進んで、社会経済のより調和した発展を目的とした一つの政策的な判断から、営業の自由と申しますか、職業選択の自由といったものの制限をしておる制度もあるわけでございますが、そういった制度が今日まで憲法二十二条に反しないという形で理解されておりますそのゆえんというのは、やはり今申しましたように、そういった大きな社会的、経済的な、あるいは積極的な政策目的といったものがある場合、言いかえれば合理性がある場合にはそういった制限もやむを得ないのだというふうなことで理解をされておるものだというふうに私は考えておるわけでございます。

そういった意味でこの相互主義の問題を考えますならば、冒頭に申しましたような必要性からとりました政策でございまして、そういった政策のゆえをもつて反射的に外国の弁護士のうちで相互主義をとらない国の人たちは我が国において活動ができないというところになるのはいたし方がないこと、つまり憲法二十二条に違反するものではないのだというふうな理解をしておるわけでござい

す。

○飯田忠雄君　そうしますと、国際関係の政策というものが一応国内問題よりは重大だから憲法の問題に国際関係の方が優先するということお考えで、国際関係の障害になるようなものは公共の福祉に反するのだ、こういう御解釈をおとりになされたというふうなところについていいのですか。その点どうですか。

○政府委員(井嶋一友君)　今申しましたように、相互主義をとりますことはすなわち弁護士の国際交流を促進するということでございます。それが現在の我が国のみならず世界の需要と申しますか、そういったものにマッチする政策であるというふうな考えをわけでございまして、そういったものがあります反面としてそういった制限が加えられることになる、結果としてそういうことになるというところはいたし方がないのだというふうな理解をするわけでござい

ます。

○飯田忠雄君　それでは、別の観点から御質問申し上げますが、外国法事務弁護士が今度の法律では弁護士を雇用することを禁止しております。そこでお尋ねするわけなんです、外国の個人とかあるいは外国の企業が日本に事務所を持つておる場合に、そういう人が弁護士を雇用することができないのだから。つまり、企業のお抱えの弁護士というものは禁ぜられておるか、こういう問題なんです、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君)　現行の弁護士法によりますれば、外国の個人あるいは外国の企業に限らず、我が国の個人あるいは我が国の企業であつても同様でございますけれども、自分のために法律事務を処理させるために弁護士を雇用することは禁止しております。つまり、いわゆる社内弁護士というふうな形で存在しておる現実があるわけでございまして、専らその弁護士を雇用しておる会社のためにのみ法律事務を取り扱うという形のものには禁止をされておる。ただ、それは現行弁護士法の三十条によりまして日弁連の許可を要するということになつてはおりますけれども、許可を得ればそういう形で雇用されることはできるわけでござい

ます。

ただ、これはあくまで当該企業なり個人なりが自分のためにのみ事務を処理させるということでなければならぬわけでございまして、そういう限定ではなくて、弁護士を雇用して他人のための

法律事務を処理すること、そういう営業をするということになりますれば、これは弁護士法の七十二条でございましてあるいは二十七条といたつたような規定の趣旨から考えまして、そういったものは当然非弁活動に当たるということで規制の対象になるというふうな理解をいたしております。

○飯田忠雄君　それでは、外国法事務弁護士が、日本法の弁護士じゃなしに、外国法の弁護士を雇うということとは禁ぜられていないと解釈できるでしょうか。つまり、外国法事務弁護士でありましてその国籍が外国であるとは限らない、日本人である場合、日本国籍である場合もあるわけですから、それで、日本国籍の日本人の外国法事務弁護士が外国人である外国法事務弁護士を雇うということなんです、事務弁護士と弁護士というものは同じだということに理解しますとそれとてなないというところになるのだけれども、その点は別物と考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君)　外国法事務弁護士同士が雇用し合うあるいは共同経営を行うということは、本法案上は禁止をいたしております。したが、御案内のように、外国法事務弁護士はそれぞれ原資格国法に関する法律事務を行うということとされておるわけでございまして、例えばイギリスの外国法事務弁護士同士が雇用され、あるいは共同経営をするといひましても、職務範囲は一致しておりますから、その限度においては何ら問題はないわけでございまして、例えばイギリスの弁護士とアメリカのニューヨークの弁護士が外国法事務弁護士として参りまして双方が雇用し合うあるいは共同経営をするということになつた場合に、その実質によりますけれども、本来イギリスの弁護士はイギリスの法律に関する事務しかできないのに、アメリカのニューヨークの弁護士を雇用することによつてニューヨークの法律に関する事務を処理するといふような実態が出てまいるというふうなことになるかと、これはやはり職

務範囲を超えた事務処理をしたという形になるわけでございますから、そういった実態がある場合にはやはり規律の対象になるということになろうかと思ひますけれども、そういったものがない限りは本法上はそういった関係は禁止になつておらないわけでございます。

○飯田忠雄君 事務所共同経営ということも禁止しておるわけですね。それで、外国法事務弁護士が日本の弁護士と事務所の共同経営をすることは禁ぜられておるわけなんです、外国法事務弁護士同士、国を異にする者が集まつて同じ事務所を仕事をするということまで禁止しなければならぬ合理的理由はあるでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 今申しましたように、外国法事務弁護士同士が雇用し合ひあるいは共同経営することは本法上禁止しております。したがって、それは合理的な範囲でそういった共同の形態で事務所を運営することは認められるわけでございます。ただ、それが脱法にわたるような形に運用をされていきますと規律問題が起るといふことを敷衍させていただきます。

○飯田忠雄君 次の問題に入ります。この法案の四十八条に在留義務を課しておりますが、なぜこんなことになつたかといふことがどうも理解できないんです。日本人がアメリカに行きまして、アメリカの法律を勉強して、アメリカの弁護士の資格を取つて日本に帰つてきて、そしてこちらで仕事をするという場合、この四十八条のようなことが一体起るだらうかといふことになりませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 四十八条によりまして在留義務を課しました趣旨でございますけれども、これはやはり、今度の制度では外国弁護士に外国法事務弁護士として我が国に事務所を設け、我が国内において外国法に関する法律サービスをしてもらうといふことのために開いた制度であるわけでございますから、制度本来の趣旨から申せば、我が国に住居を設け、事務所を設け、我が国

の中におりますユージーに対して十全のサービスをしてもらうといふことが理想の形であるわけでございます。

もしこの在留義務といったようなものを課しますと、当該外国法事務弁護士が頻りに国外に出るといふようなこと、あるいはほとんど事務所にいないといふような事態が起るわけでございます。そういうことになりまして我が国の中におりますユージーに対して不測の危険を与えるといふのみならず、連絡も十分とれないといふようなことで非常に不便になる。さらには、不在がちであるといふことになりまして、当該外国法事務弁護士事務所の事務員とかあるいはトレーニー、クラークといったようないわゆる弁護士業務ができない人たちが非弁活動をするおそれも出てくるようなこと、さらには外国法事務弁護士は弁護士会あるいは日本弁護士連合会の監督に服するわけでございますが、そういった監督の機能も十全に發揮できないといふようなこと、いろいろ考えますと、やはり本制度上、一年のうちにせめて半年ぐらひは日本に在留して法律サービスをしてもらふといふことではなければ、本制度の目的と申しますか、意味がないといふような観点からこういふ規定が設けられたといふことになるわけでございます。

○飯田忠雄君 今の御趣旨でございますが、ならば、外国法事務弁護士の事務所を課する義務でいいではないか。個人に課さなくても事務所に課せばいい。例えば事務所二一人おれば一人交代でよそへ行つていても問題ないじゃないか、こういうことになりませんが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 確かに、事務所単位に業務形態が行われておるといふ実態があれば、委員御指摘のような考え方もとり得るのではないかと思いますけれども、我が国の弁護士の業務自体は基本的には個人が個人の責任において依頼者から事件を受任するといふシステムでやつておるわけでございます。今回の外国法事務弁護士制度も

そのひそみに倣ひまして外国法事務弁護士個人にこの資格を承認し、個人の登録を認めるという形をとつておるわけでございます。やはりユージーと当該外国法事務弁護士の個人の関係という日本の伝統的な事務処理の形を原則として維持するといふことを前提としておるわけでございます。そういう理屈との整合性から、やはり事務所単位に物事を考えるといふところまでは踏み切れなかつた、こういうことでございます。

○飯田忠雄君 それでは、時間の関係で先に進みます。外国法事務弁護士に対して懲戒とそれから刑罰と両方決めておるわけですが、外国法事務弁護士に対しては、その職務の性質上、刑罰を科すの必要がないのではないかと、懲戒だけでいいではないかと思ひますが、特に刑罰を科さなきゃならぬ合理的理由はどういうところにあるのでしょうか。

○説明員(但木敏一君) 委員御指摘の事項は恐らく、本法案の第六十三条で外国法事務弁護士に対してその業務に關する各種の行為を行ったときはこれに対して二年以下の懲役または百万円以下の罰金に処するといふ罰則についての御質問であらうかと思ひます。

委員御指摘のように、外国法事務弁護士というのは、やはり外国において資格を持ち、また日本の外国法事務弁護士としての審査に言つてみればパスした者でありまして、この者に対して原則懲戒でよいではないかといふお考えは非常に首肯し得るものであると考えます。したがって、外国法事務弁護士の職務規律違反につきましては弁護士と同様の刑罰を科しているものももちろんございします。例えば汚職行為の禁止であるとか、あるいは双方代理の禁止であるとか、そういうものに対しては弁護士と全く同等の刑罰を科しておりますが、外国法事務弁護士に対する特別の刑罰につきましてはその範囲を極めて限定いたしておるわけでございます。すなわち、例えば原資格国法あるいは指定法以

外の一般の法律事務を取り扱ただけでは、これは単なる懲戒の対象である。しかしながら、その中の特定の行為、例えば第六十三条で申しますと、裁判所における訴訟事件の手続の代理であるとか、あるいは国内の行政庁に対する代理であるとか、あるいは国内の行政庁に対する異議申し立て等の不服申し立て事件の手続についての代理であるとか、あるいは日本法に關する解釈、適用についての書面による鑑定であるとか、極めて限定した範囲で刑罰を科することとしたわけでありまして、すなわち、違法性の極めて強いものに厳選いたしまして、これに対して刑罰を科する、原則は懲戒で対応するといふ考え方をつくつたものでございます。

○飯田忠雄君 ただいまの御説明ではどうも納得したい点があるわけですね。といふのは、ここに六十三条の一号、二号、三つと書いてありますが、この内容を見ますと、これは訴訟事件以下裁判所に關連する問題であつて、結局日本の弁護士が代理して行くことであるが、そういうことをもし外国法事務弁護士がやつたとしてもそれを裁判所が受け付けなければいいではないか、こう考えられるわけですね。また、行政官庁が受け付けて刑罰に処するといふのはどうも犯罪を誘導するようになってしまうわけなんです。こういうことが果たして必要かといふことです。むしろ間違つて裁判所が受け付けた場合は裁判所を罰すべきであつて弁護士を罰すべきじゃないじゃないか、こういう考え方も起るんですが、いかがですか。

○説明員(但木敏一君) 恐らく委員御指摘の問題は、こういうケースが大体起るのかといふ問題が一つあるかと思ひます。確かに、自分は外国法事務弁護士であると名のつて裁判所に行きまして、そして代理人として出頭した場合に裁判所が、外国法事務弁護士では法廷に出られませんかといふことで、実際上は出頭してきても一切の訴訟活動はさせないであらう。したがって、こういう例えば一号のような事態が

起きることはまずないではないか、それは御指摘のとおりであらうと思います。ただ、例えば外国法事務弁護士が、自分が受任した事件に関連してどうしても訴訟で代理人として行なうたいという場合に、自分は弁護士であるというふうな名で法廷に出てくるのが考えられる。そのような場合に外国人ですと割合一見しておかしいというふうな裁判所は思つて詰問するかと思うんですが、日本人である場合もあるわけで、これが弁護士だというふうな名でつてきた場合に裁判所が弁護士であらうということでは弁論を許してしまふというふうなこともあると思われませんか。

ところで、委員御承知のとおり、本法案では七十二条の適用は外国法事務弁護士に対してはしないということにいたしております。したがうして、仮にそういう事態が生じた場合には実は罰則としては弁護士と名のつたというだけの罪になつてしまふわけで、罰金二十万円ということになつてしまふわけで、そこで、どうしても、仮にそういう極めて悪質な、希有な事例だと思ひますが、悪質な事例が出た場合にはやはり懲役二年以下というふうな形で、あるいは罰金百万円以下というふうな形で処罰をせざるを得ないということと最後の担保を設けたというふうな考へておる次第でございます。

○飯田忠雄君 最後に一つ、時間が来ましたけれども、お尋ねします。

六十三条四号、これの内容を見てみますと、「書面による鑑定」と、こう書いてあるわけですが、これはどうなんでしょうね。こういうことを外国法事務弁護士がやればすくわかるのじゃありませんか。こういうものであれば例えは弁護士何々というふうな名で書面の鑑定をした場合に罰する、こういうわけでしょうけれども、そういうこととは注意すればわかることなので、やはり裁判所の方でも少し見きわめる努力をすべきではないかと思ひます。私が非常に納得いかぬのは、六十三条というのはどうも必要のないようなこと

について刑罰をつくつておられるような気がするし、もしこういうことが起こつたとしても、先ほど御答弁があつたように、懲戒でいいのではないかと、わざわざ刑罰を科する必要はないのではないと思はれるわけですか。

そこで、最後のお尋ねですが、「書面による鑑定」というのは裁判上の鑑定を言うのか、そうでないのか、どういふものをおしやるのですか、お尋ねいたします。

○説明員(但木敏一君) ここに書いてございます「鑑定」というのは、裁判上の鑑定というよりは、むしろ一般的な鑑定でございます。すなわち、国際間の取引の場合におきましてはかなり用いられている法律事務なんでもございまして、いわゆる日本の弁護士がアメリカ法について何かわからない点があるという場合にはアメリカの弁護士に對して鑑定を依頼するわけでございます。そのリーガルオピニオンに基づいて法律事務を処理するといふような制度がかなり定着しておるわけでございます。したがうして、ここで言つております「書面による鑑定」というのは、今言ひましたように、渉外的な法律事務において特定外国等自分の非専門分野について何か聞きたいということとで弁護士あるいは外国法事務弁護士に鑑定依頼をして、それに対する書面による鑑定書をつくること、あるいは依頼者、これは弁護士でない依頼者から日本法のこの点の解釈はどうなつていふでしょうかというふうなことを外国法事務弁護士が受任いたしましたして、そして日本法についての鑑定をするといふような場合とか、いわゆる裁判外の鑑定を指してここで「鑑定」といふ言葉を使つておるわけでございます。

○飯田忠雄君 一番最後に一つ。

今御説明ありましたので大体お考えはわかつたんです。しかし、そういうことであれば、二年以下の懲役といふたような重刑を科する必要はないのではないかと思はれます。百万円以下の罰金なら我慢できるでしょうが、少し刑罰が重過ぎるの

ではないかと思ひますが、この点についての御見解はどうですか。

○説明員(但木敏一君) 先ほどのまず一号から三号につきましては確かに事例は極めて希有であると思ひますが、仮に外国法事務弁護士というふうな地位に基づいて第三者から事件を受任してその業務の過程でこのような行為をするといふことになりまふと極めて悪質な行為であると言わざるを得ないわけでございます。事例は少ないでしょうが、最終的担保としてはやはり厳罰に処する必要があるのではないかと。すなわち、非弁護士による法律事務の取り扱いと少なくとも同程度の刑罰を課さなければならぬのではないかと思つておるわけでございます。

四号につきましては確かに委員御指摘のような考へ方もあるかと思ひますが、国際間の取引では、やはり鑑定、通常用いられている言葉を使ひますればリーガルオピニオンというのは法律事務の処理に對つてかなり決定的な役割を果たして、それを指針として法律事務の処理がなされる。したがうして、そのリーガルオピニオンが日本法に關する問題についてのリーガルオピニオンを書いた書面ということになりまふと、やはりその影響するところは非常に重大で、依頼者とかあるいは相手方に与える損害というものもかなり大きいものがあるのではないかと。いふような観点から、一号から三号までと同程度の違法性があるといふ考へ方に立ちまふと、少なくとも非弁護士による法律事務の取り扱いに對する刑罰と同程度の刑罰を科する、かような考へからこのような規定を設けた次第でございます。

○飯田忠雄君 終わります。

○飯田忠雄君 本法は、日弁連と政府間とで何回もすり合わせを行った結果こういう形で出てきたわけですが、昭和六十一年十二月九日議決の臨時総会議案という弁護士会のご意見です。これからこの法案が後退している点は、どのような点がありますでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) ただいま御指摘のように、昨年の十二月九日に日弁連が臨時総会でもつ

て、この総会議案に掲げておりますような四項目の方針につきまして圧倒的多数で承認をしたわけでございますが、その第四項にございまして、すなわち、「その余の具体的な諸条件については、理事会の定めるところによる」といふことになっておりまして、その後理事が定例、臨時を含めまして数回持たれました。その中で二月六日に最終的に確定をいたしました制度要綱が策定されたわけでございますが、法案は御承知のとおりこの制度要綱に基づいて立法をしようといふという日弁連の要望を受けまして、政府としてこれを受けとめ、本法案にまとめ上げたわけでございます。

もういふ経緯があるわけでございますが、お尋ねはこの臨時総会議案から後退したものがあるかといふことでございまして、私どもはこの臨時総会の決議あるいはそれを受けてその後策定された制度要綱に基づきまして本法案を策定したつもりでございます。基本的にはこの方針が後退しているといふような事項はないといふふうに考へておるわけでございます。

○飯田忠雄君 では、表現上の差は多少あつても後退点はない、こう了解してよろしいですね。

○政府委員(井嶋一友君) お手元の参考資料に制度要綱もつけてございすけれども、これと見比べていただければおわかりのように、立法技術上の問題として、法律の条文化の問題あるいはその条文の配列の問題といったようなことと異なつていふ部分はございすけれども、実質的には、この制度要綱の精神と申しますか、基本的なフレームは本法案においては十分維持しておるつもりでございます。

○飯田忠雄君 御存じのように、日本は弁護士自治の制度をとつておるわけでございます。一方、アメリカの弁護士制度といひますと、それは州の固有権になつており、アメリカン・バー・アソシエーションは日本の弁護士連合会とは違ひまして任意団体で代表権がない、こういうことになつております。したがうして、本来、外国弁護士の事務取り扱いの問題に關する交渉は政府間交渉に

は適しない、日弁連が自主的に決定すべきものではないのかと、こういう基本的な姿勢をどのようにお考えになつていますか。

○政府委員(井嶋一友君) 先ほど飯田委員の御質問に対してお答えいたしましたように、本問題の経緯の中では、当初御指摘のようにアメリカの弁護士会、これはABAと申しますけれども、ABAあるいはニューヨーク弁護士会と日弁連との間でこの問題が討議をされたわけでございます。それが数年にわたつて双方の協議があり、意見の交換が行われたわけでございますが、当時の状況下において日弁連はまだ外国の弁護士を受け入れるということは時期尚早であるというふうな基本的な事情から、必ずしもこの話し合いがうまくいかなかったというその経過の中で、外国政府から五十七年以来政府間レベルの交渉というものに持ち上がってきたという経緯があるわけでござい

ます。しかし、その段階以降におきましても私どもは、この問題は弁護士制度の変革をもたらす問題であるということから、日弁連の自主性を尊重するという立場でないとこの問題は解決できないということを基本方針として持ちまして、以後今日までこの基本方針を堅持してまいつたわけでございまして、先ほど御指摘の昨年十二月九日の臨時総会に向けての日弁連の会内における意見の調整につきましては私も私どもは、政府の立場といたしましては側面から、こういった意見の形成がスムーズにいくように、さらに内外の事情についても十分踏まえていただいて結論を出してもらいたいという趣旨から、いろいろ情報の提供もするというような形で協力をしてまいつたわけでござい

ます。が、基本はあくまで日弁連の自主性を尊重するという建前を貫いたわけでございまして、その結果、総会を乗り切られ、さらに制度要綱案というものを策定されて、それによって法案をつくつてほしいという要請を受けたことからこの法案を政府で提出することとしたわけでございまして、終始一貫この方針を維持したわけでござい

ます。そういう意味で、御指摘のように、本来この問題は弁護士同士の問題であるということから政府の交渉になじまない問題だということとは御指摘のとおりだと思ひますけれども、経緯がございましたので、そういった経緯も踏まえて、やはり我が国の司法制度としての基本原則を私どもは守つたということでございます。

今後、これからこの法律がでますればこれを施行してまいりますわけでござい

ますけれども、そういった段階におきましても、やはり基本は弁護士の問題であるということから、この日弁連の自主性の尊重という基本方針は引き続き維持をしてまいるという考え方でござい

ます。○抜山映子君 御存じのように、司法試験の受験科目の中には英語とかその他の語学というものはないわけでござい

ます。行つたわけでござい

ます。○政府委員(井嶋一友君) 現行の制度上は、御案内のように、外国の弁護士が我が国において事務所を設けて恒常的に外国法に関するサービスがで

ます。したが

きないという制度になつておりますために、外国に進出する我が国の企業といったような我が国内でのユーザの立場からすれば確かに不便があつた。日本の制度はその点で不十分であつたとい

すが、日本人であつて日本の司法試験を回避して外国のロースクールを出て、そしていわゆる外弁になつて日本で登録する。もちろん顔の色も、言葉も話せるわけですから、一々私は外国人弁護士でござい

ます。○政府委員(井嶋一友君) 御指摘のような議論が日弁連内の議論として行われまして、一つの問題点であるという指摘があつたわけでござい

ます。したが

ます。○政府委員(井嶋一友君) 御指摘のような議論が日弁連内の議論として行われまして、一つの問題点であるという指摘があつたわけでござい

ます。したが

います。

ただ、その前提として、諸外国では司法試験が容易であるというようなことがあるいは養成制度もそれぞれ区々であるというような御指摘もございましたけれども、確かに諸外国におきまして弁護士資格制度といったものは区々に分かれておりますけれども、やはりそれぞれの制度がそれぞれの国において法律専門家として最高の地位を与え資格試験としてそういった制度が確立されておるわけでありまして、それはこの制度を運用していきまします上におきましてはそれぞれ尊重しなければならぬというふうに考えております。

したがって、日本人がそういった外国へ出かけていってそれぞれの国の試験を通るといふことは、それなりにその国においては最高の資格を得たことになるわけでありまして、さらに実質的に考えますれば外国語をマスターしなければならぬとせんし、日本人にとりましては、この試験に合格してくるといふことは、合格率が低いとか高いとかということではなくて、やはり大変な努力であったのではないだろうかと思われたいわけでもあります。さらに、この方が五年間以上弁護士として活動し、当該国の弁護士会なり監督機関から何らかの倫理上問題がないというオーソライズされる人たちであるわけでございますから、そういった人たちを我が国に受け入れて外国法事務弁護士として活動させることを制限するといふことはいかなるものかというような議論も会内にもございましたし、私もいろいろ考えたわけでございまして、その結果本法におきましてはそういったものの制限をしないこととしたわけでございまして。

もちろん、そういった形で日本人が外国法事務弁護士となつてUターンしてまいります数というのは、私は正確に予測することはできませんけれども、昭和五十九年段階でアメリカの資格を取つてアメリカで活動している日本人は十一名ぐらいであるというようないデータもあるわけでございます。やはりそんなに大量の人たちがそういった道を通るといふことはないだろうと思ひますし、

またそういった人たちの中で日本にUターンしてくるといった人たちがさらにどれぐらいあるかというところを考えると、それほどの懸念はないのではないかと思ひわけでございます。

そして、さらに本邦において外国法事務弁護士として活動されまします場合には、当然本法に従つた活動をしていただくことになるわけでございます。ので、もし御指摘のような違反活動があつた場合に日弁連があるいは弁護士会が適切な監督権を發動するといふことによつてそれはチェックされるべきでありますといふことでございまして、制度の基本といたしましてはやはりこういった考え方をとるといふのは必要不可欠なことではなかつたかというふうに思ひわけでございます。

○坂山映子君　さらに、外国人弁護士が日本で違反行為をしたり、あるいは依頼者を被害に遭わせるようなことをして、海外に逃亡という言葉は大げさですけれども、海外に行つてしまつた場合には依頼者を泣き寝入りさせるような事例が出るのではないかというの、一つの不安の種であつたわけでございます。そこで、お伺ひしたいんですが、過去の日本のいわゆる外国人で準会員としての資格を与えられた弁護士ですが、このような者あるいは沖繩の準会員になつた者、こういう者が日本では悪事を働いていたといふのが事例としてあつたといふように聞いておりますけれども、こういう人たちが弁護士会で懲戒にされたといふ事例はございますでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君)　お尋ねの準会員あるいは沖繩準会員に対する監督は御案内のとおり最高裁判所が行つておるわけでございますので、私どもが所管をしておらないわけでございますが、お尋ねがございましたので、最高裁に問ひ合わせをいたしました結果に基づきまして御説明申し上げます。我が国におきまして準会員及び沖繩準会員に対して非違行為を理由といたしまして承認を取り消した例といふのは今まではなかつたといふふうに聞いております。ただし、弁護士会あるいは日弁連の会費を滞納したという理由で承認の

取り消しをされた者、これが準会員については十五例、沖繩準会員については五例あるというふうに報告されております。それから、さらに沖繩の準会員につきまして、この人は米国人でござい

○坂山映子君　本法では一たん資格を与えましますと永久資格を与えたようになっておりますけれども、これはやり方として、承認に一定の期間を限つて、入国管理法なんかと一緒に連動してその監督を行つた方がよかつたのではないかと思ひますが、このあたりは検討されましたでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君)　この問題も日弁連の会内におきまして議論があつた点でございます。御案内のことと思ひますが、五十九年の十二月の構想案のこととしましては、やはり承認制度につきましましては更新制度を設けるべきだといふ議論があつたわけでございますが、最終的に私どもと議論あるいは会内の議論を踏まえて、この更新制度はとらないという形になつたわけでございます。

それは、確かに一つの資格を与える場合に期限を定めて更新をしていくというシステムが一つ考へられるわけでございますが、我が国の制度としてそういった制度を検討いたしました結果、機械的な労働と申しますか、あるいは肉体的な労働と申しますか、そういったようなことが資格の基準になつていくような資格、こういったものには比較的そういった更新制度といったようなものがあるようにございまして、弁護士資格といつたような知的な資格、こういったものにつきましてはそういった一定の期限をもつて更新するといふようなシステムをとっている例が見当たらないわけでございます。その考え方は、恐らく知識、学識、能力に基づいて資格が与えられるわけでございますから、二年とか三年とかの期限を切

つて更新して、そこでチェックをしなきゃならぬといふようなことではないのだからというようないことが基本にあつたのだらうと思はれるわけでございます。

そういったことで本法では更新制度をとらなかつたわけでございますけれども、しかし制度的にはいつでも日弁連がこの業務の活動につきましては監督もできるわけでございますし、また法務大臣は外国法事務弁護士の資格を承認いたします反面といたしまして、その承認の基礎となつた事実関係につきましましては常に外国法事務弁護士に対して一定の事項について報告を求めるといふようないわゆる報告徴収権を認めておるわけでございます。そして、そういったものの適正な運用によりまして、更新制度にかわつて、そのときそのときの状況に応じたチェックをしていくという制度を構築しておるわけでございます。

更新制度を設けましますと、更新拒絶という場合には結局、更新拒絶をする理由というものをやはり法定しなければならぬわけでございますが、その理由というものが懲戒事由と恐らくダブるであらうといふようなこともございまして、結局、適切な監督としてその懲戒権の行使といつたようなことが行われれば更新制度にかわる十分なチェックができるだろうという考え方を採用したわけでございます。

○坂山映子君　西独とかイギリスとかベルギー、シンガポール、ニューヨーク州、いずれも関係法上あるいは入国管理法の運用面から外国弁護士の人数を制限しているか、また制限することができると、こういうようにしておるそうでございますけれども、日本でもそういうことを考える必要性があつたのではないのでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君)　確かに、御指摘のような外国におきましては入管行政上のチェックといったようなものあるいは必要考慮といったようなものが外国弁護士活動を認める際の判断事項にされておる国があるわけでございます。しかし、我が国におきましては、法文上はそういった観点か

らのチェックは法定いたしておりません。労働事情というものは法定的ではなくて、むしろ外国法事務弁護士が適正に事務を処理し得るかどうかという観点から個々の申請者の申請について判断を下すということによって適正な外国法事務弁護士の導入を図ろうという考え方で立案をしておるわけでございまして、正面から数を制限して承認をするという考え方はとっていないわけでございます。

それは、各国それぞれの制度としての事情があるわけでございまして、御指摘のようなイギリスとかベルギーとかいったようなところは、外国法事務弁護士の受け入れ制度自体を持たずに、ただ要するに自由に外国の弁護士が自分の国で活動することを認めている国でありますけれども、やはりそこにはおのずからそれぞれの国の利益と申しますか、労働事情と申しますか、そういった入管行政上の観点からこれをチェックしなければならぬではないかというところでございまして、制度がつけられていてあるわけでございまして、やはりそれぞれの制度の生い立ちを考えますと、それぞれ合理性を持って考えておるのではないかと申します。しかし、我が国におきましては、先ほど申したように、実質的に適正な外国法事務弁護士を受け入れるという観点から承認を判断するという形でそういった問題に対処してまいりたいというふうに考えた次第でございまして。

○抜山映子君 それでは、相互主義の観点からお伺いいたしますけれども、英国、西独、フランスでは労働需要証明というものをだして、ですから、この場合ですと日本法に対する需要ということになると思いますが、そういうことになつておる外国弁護士を認める、こういうことになつておるようでございまして、そうしますと、実質的には日本人が向こうで外国弁護士として活動することとはできないという実情ではないかと思ひます。そういう意味で、これらの国は日本との関係におきまして相互主義の状況を満たしていない、こういうように了解してよろしいですね。

○政府委員(井嶋一友君) 法案の十條の第二項におきまして、法務大臣が承認をする場合に、「外国においてこの法律による取扱いと実質的に同様な取扱いが行われておるときでなければ、承認をすることができない」という規定をいたしまして、いわゆる相互主義の判断をこの条項に基づいて行うという制度にしておるわけでございまして。今御指摘のようなケース、つまり、それぞれの国が外国弁護士を受け入れる制度を持っていて、いたしまして、その制度が制度として運用上全く受け入れられないというような、もしそういう運用があるという場合は、それはまさにこの法律に言う実質的に同様な取扱いが行われていないということに当たるわけでございまして、そういうケースでありますればこの相互主義の要件を満たさないということで受け入れを拒否する、承認を拒否するということになるかと思ひます。

○抜山映子君 第三條の一項一号でございましてけれども、確認しておきたいと思ひますが、「その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成」と、こうございまして、特許庁の關係では弁理士、それから通産省の關係では行政書士、あるいは法務局の關係では司法書士、まだほかにもたくさんあるかもしれませんが、こういうものについてその文書の作成はできない、こういうように確認させていただいてよろしいですね。

○説明員(但木敏一君) 本法案第三條第一項第一号の「国内の裁判所、検察庁その他の官公署」という意味は、「その他の官公署」の中には各種の行政官庁あるいは地方公共団体のいわゆる役所というふうなものも全部含まれます。したがって、委員がただいま御指摘のありました特許庁あるいは法務局、通産省その他の行政官庁あるいは税務署というふうなものはすべてこの官公署に入るわけでございまして。したがって、官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの行政官庁その他の官公署に提出する文書

の作成は、すべて禁止されているということになるかと思ひます。

○抜山映子君 懲戒手続についてお伺いします。日本の弁護士懲戒手続は御存じのように二審制度をとっておるわけですが、外国人弁護士についてはそうでなくて、一審制度といふか、そういうことになっておりますが、このように違いが生じた理由はどうかでございまして、よろしく。

○政府委員(井嶋一友君) これも実は日弁連会内におきまして大いに議論がなされた点でございまして、最終的には日弁連の一本で懲戒をする、日弁連に懲戒権を専属させるということで解決されたわけでございまして。

また、その議論では、当然に我が国の弁護士と同様に、懲戒につきましても単位弁護士会の懲戒権を確保すべきであるという御議論もございまして、逆に、外国人が主体となります外国法事務弁護士懲戒事務というものをそれぞれ単位会で処理するということになりまして、言葉の問題、資料の問題その他のいろいろな負担が過重過ぎるというふうなことで、やはり日弁連にゆだねるのうふうに承つておるわけでございましてけれども、最終的には、そういった各地方に分散いたしますと、外国法事務弁護士の懲戒事務が非常に日本の弁護士と比べますと煩瑣でございまして、そういった意味で負担を軽減するという観点、それから、物事は外国人を主体とする人たちが対象となる事柄でございまして、できるだけ迅速に結論を出すということが要請されるケースであるということ、さらに、外国人が相手でございまして、全国的に公平にと申しますか、整合性を持って処理するのが望ましいというふうなことでございまして、そういったような理由が結局了承されました。日弁連の最終的な理事会におきまして日弁連の懲戒に専属させるということが決まったわけでございまして、私どももその考え方に合理性があるというふうに考えまして、本法案上もそれを

そのまゝ取り入れたということでございまして。

○抜山映子君 本法によりまして、外国弁護士が日本の弁護士を雇うことは禁止、それから外国弁護士と日本弁護士が共同して事務所を営営するパートナーシップ契約を結ぶことも禁止、許されているのは日本の弁護士が外国弁護士を雇うことあるいは事務所を共同して借りてやるというふうなやり方はい、こういうふうになっておるわけなんですけれども、アメリカのローファームというのとは大変巨大な組織力、資本を持っておりまして、日本の弁護士に雇われている形をとつても実質内情はその反対であるというふうな事例も出てこないではないのかというところが懸念されるのでございまして、このことは検討されましたでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) この問題も、日弁連内で検討されましたし、私どもも検討いたしました。ただ、雇用する日本の弁護士が要するにしっかりとおりれば事柄はいのだからということになるわけでございまして、むしろそういった形で共同の形態をとつてこの国際的法律事務に対処していただく方がメリットが大きいということに着目いたしました。やはり個々の日本の弁護士の自覚のもとに適正に運用されることによつて追求できるメリットをどうというのが私どもの考え方でございます。また日弁連もそのように考え方をございまして、また日弁連もそのように考え方をございまして、したがって、おっしゃるような懸念が確かにございまして、それは、当該弁護士の専ら個人的な良心の問題だろうというふうに私どもは割り切つておるわけでございまして。

○中山千夏君 きょうは全体的な問題についてお伺いしたいというふうに思つております。一番最初に、今後の弁護士制度全般の展望といったようなものをお伺いしたいのです。といいますのは、この法律案は、成立して運用されるといふことになりまして、門戸開放の法律だと言われているけれども、実際は小さな門戸開放なんだ

と、さういふふうな理由が結局了承されました。日弁連の最終的な理事会におきまして日弁連の懲戒に専属させるということが決まったわけでございまして、私どももその考え方に合理性があるというふうに考えまして、本法案上もそれを

と。だけど、小さいけれども、先々のことを考えますと、質的に物すごくやばり大きな制度の改正につながるのじゃないかという感じがすごくなるのです。ですから、当然この法律をおつくりになるときに今後の弁護士制度全般、例えば司法試験のあり方にしても、それから修習生の研修のあり方にしても、今の法廷を中心としている日本の弁護士の制度というのに対していろいろの影響が出てくるに違いないと思うんです。ですから、その辺も含めて、今の制度を将来どうちへ持っていくかというの、あるいはどうなっていくであろうかというふうに考えていってほしい、か、そこをお聞かせください。

○政府委員(井嶋一友君) ただいま御指摘いただきましたことはまことに當を得た御見解でございます。確かに今回の門戸開放は、将来の姿といったものを考えました場合には、まずファーストステップであるということが言えるかと思うわけでございまして、そういう意味で、しかしそれが将来もつと大きなものになっていくべきだというふうな今の御指摘はまことに正しいのではないかと申すわけでございまして。

長い間、我が国の司法制度、特に弁護士制度といったものが外国に向けて門戸を閉ざしておったというふうな状況下に今日のようないくつかの法律事務の増大といったような現象が押し寄せてまいりました。日弁連自身もこういったものにどう対処するかという点について当初はやはり相当戸惑いがあったというふうに思うわけでございまして、それが証拠に、当初の話合いもなかなか進まなかったということになるかと思ひます。

しかし、やはりそのころから考えますと十年たつておるわけでございまして、その間に会内の議論も随分進歩をしております。と同時に、国際社会と申しますか、我が国の置かれていた状況も随分進展をしておるわけでございまして、そういった状況判断のもとに今回、最初の第一歩としての門戸開放を決断したということでございます。その意味合いと申しますのは、小さな門戸開

放かもしれないけれども、非常に大きなものであったということをもつて申し上げたいと思ひます。また日弁連がそういう決断をされたという点については、政府としてはかねてから敬意を表しておるわけでございまして。

ところで、そういったファーストステップではございますけれども、やはりいろいろ風俗習慣あるいは物の考え方が違う外国の弁護士がいろいろな国から入ってまいりまして、我が国の弁護士と仕事を競争する、あるいは共同して仕事をすることというような事態がこれから生まれてくるわけでございまして、当然我が国の弁護士にとつては画期的な影響が出るだろうと思ひわけでござい

ます。その一つは、御指摘がございましたけれども、まず業務のやり方の問題だと思ひます。

我が国の弁護士は従来個人を主体とした業務を原則としておりました。さらに法廷中心主義と申しますか、紛争が起こってから弁護士が活動するといふような形態が伝統的な業務形態であるといふふうに言われておたわけでありますけれども、そういうところへ、いわゆる紛争以前と申しますか、予防法学的な意味での法律事務といったものを主体とする外国法律事務所が入ってまいりました。当然弁護士活動分野といったものが変わつてまいらうと思ひます。

さらに、御指摘のような大きなローファームを背景としたような外国法律事務所が入つてまいりまして、業務のやり方あるいは日本の弁護士の特長であるといふことは、日本の弁護士の仕事の仕方、法人化の問題あるいは組合化の問題といったような問題にも波及してまいらうと思ひます。さらに、外国における広告の關係といったようなもの、我が国の弁護士会ではまだ広告規制というふうなものがとられていたわけでございまして、そういうふうな物の考え方にも影響が出てまいらうと思ひます。いろいろな意味でこの業務のあり方につきましてもは相當なインパクトを与えるだろうといふふうに思ひわけでござい

ます。しかしながら、そのことのゆえをもつて我が国の弁護士の本質が見失われるようなことになるかという点になります。私はそういう危惧は持っておりません。やはり各国の弁護士はそれぞれ独立性を高く保持して仕事をするという人たちがございまして。そういった意味で、むしろその独立性を保持しつつ切磋琢磨して新しい社会の需要に対応していく弁護士像ができていくのじゃないかというふうに考えておりました。その点につきましてもそれはど心配はしていません。これを申し上げておきたいと思ひます。

それから、さらに試験の制度あるいは研修のあり方という点にも敷衍されましたけれども、やはり外国法律事務所が外国から入つてまいりますと、当然これに対応しまして我が国の弁護士が資質、能力を高めなければ対応できないというところとは一般論として言えると思ひます。その個人の資質、能力だけでは十分対応できない、やはり量的なもので対抗しないと負けちゃうというふうな御議論も日弁連内にあるわけでございまして、そういった観点から申し上げれば、例えば法曹人口といったものをこれからどうとやましていくべきなのかどうかというふうな問題点、あるいはいかにわゆる渉外的法律事務所といったようなもの分野が拡大していくことに伴ひまして、研修制度のあり方といったような問題点につきましても必然的に検討を迫られる問題だろうといふふうに思ひます。

うわけでございまして、その他幾つかやはり影響するところがございますし、展望としても申し上げるべきやうなことはあるかと思ひますけれども、そういうことを中心といたしまして申し上げても、やはり将来相当地に大きな変革をしいていかなければならないものだというふうに思ひます。

しかし、ファーストステップとしては、現時点ではこの法案の持つております意味合いといったものは非常に重要であるし、諸外国も一応それなりに評価をしておるということで、一部に不満を残しつつも満足をしておるわけでござい

ます。で、未来といいますが、展望は、私は詳々たるものがあるといふふうにお答えをしたいと思います。でございます。

○中山千夏君 次に、この法案の形について専門家の御意見を伺いたいんですが、内容を拝見しますと弁護士法の一部改正というふうな形でもいけたのじゃないかという感じがするんです。それをこういふ一つの特別措置法というふうになすたのは何か理由があられると思うんですが、それはどうでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 確かに、今度の法案は実質的に見ますと弁護士法の改正であるといふことが言えるかと思ひます。したがって、立法の手段といたしまして弁護士法の一部改正ということでは十分可能でありましたし、それは問題はないわけであつたわけでござい

ます。しかし、でさうがりました条文をざらにいただきますとわかりますように、やはりいろいろな資格の承認でございますとか登録あるいは指定法の制度でございますとかいふような、日本の弁護士にない新しい制度もつくらなければならなかつたわけであります。さらに職務の範囲も弁護士と違ひまして相当克明に規定をいたしました。また、将来の円滑な施行ができないといふような点もあつたわけでございまして。また、さらに事務は主として外国人を対象とする法案でございますので、いふような意味での透明性、公平性といったようなことに対する配慮も法案上しなければならなかつたといふようなこともございまして。したがって、ここに提出いたしましたような六十八条というふうな大きな法案になつてしまつたわけでござい

ますが、こういった形のものになりますと、ちよつと弁護士法の一部改正というふうな形で立法技術上処理することはいかにがなむのかということが一つござい

また、その後の実質的な改正につきましても議員立法で行われているのでございますから、本来的に申し上げれば、弁護士法の改正というように形ではあるが議員提案という形で行われるべきだったということも言えるかと思ひます。現にまたそういう選択肢を最後まで我々は持つていたわけでございまして、最終的に日弁連が議員立法に関する運動をすることは断念するというような形で政府にいわばたを預けられた形になったわけでございまして、それを受けて法案化をした。法案化するにについては、先ほど申したような専ら立法上の理由で特別措置法とせざるを得なかったということでございます。

○中山千夏君 それから、余りいろいろな法律をうたうさん知らないで、これが特色と言へるかどうかわからないのですが、非常に準用規定とか読みかえの部分が多いということを私は感じたのですが、これは何かそうならざるを得ない理由といたすか、そういうものがあるのでしょうか。それから、いわゆる土法というふうなものでこんな形をとっているものがほかにあるのだろうかというふうに思ふんですが……。

○政府委員(井嶋一友君) 立法の専門家が来ておりますので、参事官に答弁させていただきます。

○説明員(但木敏一君) まず、本法案で御指摘のように準用規定あるいはみなし規定というふうなものが非常に多くございます。そこで準用されている法律あるいは適用についてみなし規定を置いている対象法律は、ほとんど弁護士法でございます。本法案の第一条の目的にございまして、「その法律事務の取扱いは弁護士に例に準じて規律する」ということが本法案の非常に大きな中核をなしております。したがって、例えば弁護士に課せられた権利義務というふうなものがございまして、依頼者の秘密を保持する権利と義務を有するというような規定とか、あるいは先ほど来申し上げているような、汚職の禁止ですとか双方代理の禁止ですとか、あるいは係争物権の譲り受けの禁止ですとか、そういうような弁護士に

課されている諸規律はそのまま外国法事務弁護士に対する規律として作用させようということが本法案の一つの目的になっているわけでございまして。また、監督機関というふうなものも、先ほど来説明してまいりましたように、現行弁護士法上の弁護士自治というふうなものの中に外国法事務弁護士を組み込みまして、その自治のもとでの監督、懲戒というふうなことを行わせようというふうなことになるわけでございまして、そのような関係から弁護士法を準用するということが極めて大きな意味があったわけでございまして。他の土法で準用規定、みなし規定があるものがあるかと申しますれば、本法案のような形で多くの準用規定、みなし規定を持つている土法というのはほとんどないと思ひます。

○中山千夏君 それからもう一つは、この外国法事務弁護士という名前について伺いたいんですが、これは、私はすごく言いにくくて仕方がないんですが、外弁法なんと言つていいやうな感じがするけれども、素人考えですと、外国法弁護士という言い方でも少しも困らないのではないかと思ふんですが、ちょっと伺つたところによると、いろいろ考へていらつしやる中で弁護士会の方からいろいろな名前の提案があったそうだけれども、なぜこういう言いにくい名前に落ちついたかというところをちょっと聞かせていただきたいのです。

○政府委員(井嶋一友君) 今度の制度で資格を承認いたします外国弁護士に対してどういふ名称を与えるかというところは、日弁連内においては大きな問題でありました。と申しますことは、弁護士という言葉は我が国においては法廷活動を含めたすべての法律事務を取り扱う資格者であるというふうな形で定着をしておるわけでございまして、そういう社会情勢の中へ、外国法といつたような限定がつくにいたしましたも、弁護士という名前を使つた資格を認めることはやはり国民一般に誤解、混同を招くのではないかと申すことが一つ大きな議論の柱になっておつたわけでございまして。

しかしながら、先ほど来申しますように、この外国法事務弁護士は結局弁護士と同質の仕事をする人たちであります。そして、弁護士と同様の倫理基準を守つてもらわなければならないというところも、我が国の国益上必要なことでございまして、そういったことから考えますと、結局我が国の制度として確立しております弁護士自治のもとに外国法事務弁護士を取り込んで、そこでお互いに自律し合ひながら適正な職務をやつていただくというふうな必要性もあり、またそれが我が国の制度として唯一とり得る方法であつたわけでございまして。

そういったしますと、日弁連のあるいは弁護士会の自治に入れるということになりますと、これはどうも弁護士という名称を用いない他の職種であるやうに国民に映るやうな名称を用いることはいかんがなとか、やはり自分たちの仲間である、仲間であるからこそ我が自治権を認めてお互いに自律し合うことを認めておいてあげますから、そこへ名前、看板の違ふ人たちが入つてきて果たして自治が認められるのだろうかというふうな議論が他方からございまして、その理論と申しますか、筋道を通せばやはり名実ともに弁護士の仲間であるということであらう名前にする必要があるというところが最小限度の基本的な要請であるというふうに理解がなされて、結局、弁護士という名称を使うことはやむを得ないという結論に至つたわけでございまして。

さて、その際、先ほど申し上げましたやうな国民の誤解なりあるいは混同を招くというやうなことのないやうにするためにはいかにすればよいかということになるわけでございまして、外国法事務弁護士の職務を見ますと、これは外国法に関する法律事務を取り扱うものであるという意味合いが一つございまして。それと同時に、法廷活動ができないという意味合いがございまして。法廷活動ができない弁護士というのは、実はイギリスにおきましてソリシターという資格があるわけでございまして、これは原則的には法廷活動ができない弁

護士というところでございまして。このイギリスのソリシターの訳語をいたしまして我が国におきましては、これはもう辞書にも出てまいりますけれども、事務弁護士という訳語をつけておりまして、反対に法廷のみを行いますバリスターにつきましては法廷弁護士という訳語になつておるわけでございまして。

そういったことで、事務弁護士という名前が法廷活動ができない弁護士という意味で我が国においてもある程度定着をしておるという現実がありまして、外国法しか扱えないものであり、かつ法廷活動ができない弁護士であるというやうなことの組み合わせと申しますか、ということでも外国法事務弁護士という選択が最終的に行われたわけでございまして、今言つたやうな意味合いから、私どももその名前に妥当性があるというふうな考へて、本法案におきましてこの名称を用いることとしたわけでございまして。御指摘のやうな外国法弁護士というやうな呼称をつけるということを言つておつた時代もございまして、最終的には今申したやうな名前に落ちついたということでございます。

○中山千夏君 なるほど、落ちついたところの事情はよくわかりましたけれども、一般の感覚からすると、外国法事務弁護士と書いてあつても、何だこれはという感じがすくすくすると思ふんですが、先ほどの質疑の中にも、それから今のお話にもありましたけれども、一般の弁護士と活動内容を一般の人たちが混同するおそれがあると、それは確かに非常に困ると思ひます。つまり、外国法事務弁護士というものが今度でございまして、そしてこの人たちはこういう活動を専らするのであるというところを一般の人に知らせる役割はどこにあるというふうな考へていらつしやるのか。あるいはその一端をこちらで担うというところであれば、どのような方法でそれを実現しようとしていらつしやるか。そのあたりを聞かせてください。

○政府委員(井嶋一友君) 確かに、御指摘のとおり現時点におきましては外国法事務弁護士という

呼称は奇異に受け取られると申しますか、一般的にはそういう印象だろうと思います。しかし、今申しました経緯に基づきまして妥当性のある名称としてこれを採用したわけでございますから、おっしゃるのとおり、今後国民の皆様は外国法事務弁護士というものの名称とその職務の範囲といったものは周知徹底をさせる必要があるというふうに思います。

その事務をどこがやるかということでございますが、もちろん日弁連、弁護士会もおやりになることとございませうけれども、私どもも政府の責任において機会をとらえてそういったことのPRはやっていかねばならぬだろうというふうに思っております。法案上、この外国法事務弁護士が職務を行うにつきましては、今申しました外国法事務弁護士という名称を用いなければならぬというふうな義務づけをしております。これもやはりユーザに対して誤解、混同を招かないようにするために我が国において職務を行う際にはその名称を使えというのを義務づけるわけでございます。そして、この義務づけも逆の意味では一つのPRになっていくんじゃないかというふうに思うわけでございます。御指摘の点はまことにものともだううと思っております。

○中山千夏君 それから、公布から施行までの間に二年という期間を置いてありますけれども、これは大変長いように思うんですが、これだけの期間を置かれた理由をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 法案が国会で通過いたしましたといえども、本法を施行するまでにはいろいろの諸準備を行う必要がございます。

まず申請者はほとんど外国から来るわけでございますから、外国の制度、特に相互主義との絡みにおきまして我が国の弁護士を受け入れている制度といったようなものにつきまして、私どもは現時点では法律自体でありますとかあるいはそれを紹介した文献といったもので承知はいたしております。

まずけれども、実際の運用といったようなものにつきましてはやはり十分調査をいたしませんと正確な本法の適用ができないという問題がございますので、まず諸外国のそういった制度あるいは運用の実情といったものについての調査を行いたいと考えておるわけでございます。

それから、当然でございますが、法律を施行するに付きましていろいろの細則を定めなければならぬ。これは政令あるいは省令といったような形で決めるわけでございますけれども、これを策定する作業といったものもやはり大変な作業でございます。同じような意味合いにおきまして、本法の施行のためには日弁連あるいは弁護士会におきまして会則、会規を定めなければならぬ。これにつきましては、日弁連内での会内手続におきましては総会決議事項ということになっておるわけでございますので、それなりの時間と手数がかるというところでございます。

それから、そういった形式的な細則ができれば上がりましたといえども、さらにそれを適用して現実に運用していくにつきましては、日弁連と我々法務省とも当然詳細なすり合わせをする必要がございますが、さらに諸外国から申請してくる人たちに對しても十分なPRをする、あるいはマニュアルといえますが、そういったものを一つ一つ配付するということもやらなければなりません。そして、細則の実行につきましても、そういった意味での諸外国との調整作業といったものも必要になってくるわけでございます。

そういったことをいろいろやらなければならぬので、そういったことがどのぐらいの期間にできるかという問題とかかわってくるわけでございますけれども、私どもは最大限度を見積もって二年ということを経済上明記したわけでございます。しかし、二年間かかってゆっくりやるという趣旨では決してございませんで、現在のような法律事務の状況から弁護士との国際交流を進めるといふ必要性といったことを考えますと、少しでも早くそういった準備作業を終えまして本法を施行する

必要があるわけで、できるだけ早く進めるということを考えております。

もし理想どおり行けば、私どもは来年の四月からにでも施行できればいいなというふうに思っています。そういったことを目途に作業を進めてまいりたいというふうに思っております。日弁連の方ももう既に会則をつくるための機関もでき上がっております。既に会合も数度持っております。というふうな聞いておりますので、日弁連も同じような気持ちでそういった諸準備に着手しておられると了解しておりますので、そう遠くないところで本法を施行したいというふうに考えておるところでございます。

○中山千夏君 そうすると、詳しい調査もこれからだということですが、今の段階で大体ざつと承知していらつしやるころでは、どの程度の受け入れの相手国あるいは州があるものか、あるいは検討中のそういう相手国、州があるものか。

それから、施行して最初の年にどのぐらいの件数登録があるというふうに予想していらつしやるか。それから、その場合に、日本人で外国で資格を取られてこの外国法事務弁護士になる方というのがあるわけですね。で、その方たちがどの程度の登録なさるか。

それから、外国法事務弁護士の事務所が日本にできた場合に、そこに大体どの程度の受任件数というのがあるか、どの程度の仕事があるか。これかというふうな予想していらつしやるか。これは、ちょっとまだ今の段階では予想もないかもしれないけれども、お考えがあったら聞かせてください。

○政府委員(井嶋一友君) まず現時点で私どもが把握しております諸外国の制度を前提といたしまして、相互主義を適用して我が国に参入できる弁護士の所属国という問題を御説明いたしますが、アメリカにおきましては現在ニューヨーク州とミシガン州とワシントンDCが開いておるわけでございますので、制度上はこの三州の弁護士は我が

国に受け入れられるであろう。また、我が国の弁護士もそれらの三州に行けるであろう。それから、現在カルフォルニアとハワイが検討しておりますので、これがあきますればやはりこれらの州にも行きます。これらの州の弁護士も受け入れることになりまして。

それから、ヨーロッパにおきましてはイギリス、西ドイツ、フランス、ベルギー、こういったところが外国弁護士を受け入れる制度を持っております。あるいはそういう制度を持たないまでも自由に活動させておるという国でございまして、そういった国々も我が国の弁護士が受け入れられるという制度がある以上、形式的には我が国において受け入れられる可能性のある国であるというふうなことでございます。

さらに、アジアでは香港あるいはシンガポールといったようなところも外国の弁護士を受け入れる制度を持っております。文獻上は承知をいたしておりますので、そういったところが運用上もそういうものであるとすれば、これは調査結果によりまして、やはり受け入れが可能ではないかということでございます。いづれにいたしましても我々は、調査をした結果、そういったところを現実的に決めてまいりたいというふうなことでございまして。

それから、どのぐらいの外国法事務弁護士の承認件数があるかという予測ということでございますが、これもなかなか難しい問題でございます。例えばアメリカには現在六十五万人の弁護士がいる、日本は一万三千人である。したがって、彼我比べますと大変な差があるので、アメリカの弁護士が大量にとどまるのではないかと、いような議論もあるわけでございますけれども、じゃ、現在開いております各国へアメリカの弁護士がどのぐらい行っているかということを調べてみますと、イギリスには大体百名から百五十名程度、西ドイツには十五名程度、あるいはフランスでコンセイユ・ジュリディックとして登録されておりますのは現在八十八名、その他既得権でもつ

て入っておる人たちを入れましても百から百五十ぐらいというふうには言われておりますし、ベルギーでは二十六名程度というふうには言われております。これらの数字はいずれも日弁連が昭和五十八年にヨーロッパ調査をされたときの数字でございますから、その後若干変動はあるかと思ひますけれども、大体そのぐらいの数のアメリカの弁護士がヨーロッパへ進出しておるわけでございます。

そういう数字を下敷きといたしまして考えますならば、御懸念のように大量に我が国に流入してくるというふうなことはないのでないかというふうには思つておるわけでございます。特に我が国におきましては、事務所を設置するというようなことあるいは住居を構えるということは大変コストのかかることでございますので、そういうふうな経済的理由から、そう大量に来て我が国で適正な事務処理ができるというふうなことは考えられないわけでございますので、強いて申し上げれば多くて二、三百ぐらいというふうなところではないかと思つておりますけれども、これも全く根拠のない推測でございます。

それから、日本人の申請者がどのくらいあるだろうかというお尋ねでございます。これは先ほども申しましたけれども、日本人で外国、特にアメリカの資格を持つておる人というのは今までにもそれはございます。しかし、アメリカの資格と申しましたもやはりロースクールを三年間やる必要もございまして、バーエグザムを通る必要もあるわけでございますから、そうだれでもかれでもできるということでもございせんので、五十九年のデータでも十一名ということでございますから、そんなにたくさんの方が資格を取つておると思へないわけでございます。しかも、その人たちが向こうで五年間やつてこちらへ戻つてくるということはさらに予測としては絞られるわけでございまして、そんなに多くの方が日本に帰つてきて事務弁護士の申請をするということはないのではないか、せいぜい数名程度かなというふうには思つております。

思つております。ただ、こういう制度でございますと今後若い人たちがこういった道を選んでやつていくということは当然考えられるわけでございまして、そういう意味でも将来の予測は非常に難しいというところがあるかと思ひます。

それから、外国法事務弁護士の事務所にどの程度の仕事があるだろうかというところでございまして、これは現在我が国の涉外弁護士が活動しておりますエリアでございますが、先ほど来申しますように、企業サイド、ユーザースайдから見ますと必ずしも十分でないというふうな声もあるわけでございまして、こういった活動エリアにつきましてはまだまだ需要があるというふうに見られておるわけでございまして、これからこの需要はふえていくだろうというふうには考えられるわけでございまして、そういったところへ外国法事務弁護士が入つてまいるわけでございまして、いわば処女地を開拓するということな面もあるわけでございまして、相当量の事務がそういつたところへ入つていくのではないかと思つてございまして、これも数字でもつてお示しすることは非常に困難なことではございますので、この程度でとどめたいと思ひます。

○中山千夏君 それから、最後にもう一つお伺いして、そろそろ時間ですので、おしまいにしたいと思います。

運用に当たつて実質的に調査をする機関というふうなものが必要ではないかと思はれるようなところがありますね。例えば第十四条の三項ですか、これは「弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなつたときは」といふ、これが行われなくなつたか行われているかというふうなこと。それからもう一つ、四十八条「一年のうち百八十日以上本邦に在留しなければならぬ」というのも、やむを得ない事情のときにはいいないか。そのうちに算入しないというふうな、これもやつぱりなかなか調べるのは大変だろうと思ふんですが、そこはどういうふうに対応していけるのか。

それからまた、私が気づいた以外のところでそういう何らかの調査機関みたいな、システムみたいなものを置かなければならぬところがあつたら、その説明もお願いしたいと思ひます。

○説明員(但本数一君) 委員御指摘のまづ十四条関係でございますが、これは法務大臣の承認の取り消しというところでございまして、この点に関する調査というのは原則的には法務省が責任を持つというところになるかと思ひます。

ただ、実際には、現実には日本の弁護士がある一定の国に申請したところそれが拒否されてしまつたというふうなときに初めて問題が露呈するといひますが、初めて問題になるのではないか。その意味ではやはり弁護士会の御協力ということが一つのキーポイントになるのではないか。そのほか、在外公館を通じてその制度の改革とか、そういう問題ももちろん政府サイドで調べなければならぬというところになるかと思ひますが、事実上の問題としては、恐らく日本の弁護士が現実拒否されるといふような事態を契機として、実質的に同等な取扱いが行われなくなつたのかどうかという調査に入るのではないかと思ひます。

ただ、これらの点につきましては、十三条等で法務大臣は承認を受けた者に対して報告を求める権限を有しておりますので、必要があればそれらの者に対して報告を求めることもできますし、また十三條の二項では「必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」というようになってございまして、例えば在外公館であるとか、あるいは日本にありますが私的な団体、例えば外国法事務弁護士のおります原資格国のビジネス協議会とか、そういうところに対しての照会権もございまして、これらを駆使して調査するというところになるかと思ひます。

もう一方の四十八条の問題は、これはいわゆる弁護士会の業務監督の一部でございますので、原則的には弁護士会、日弁連がこれを調査するということになるかと思ひます。ただし、現行弁護士法の同じ四十八条では、日弁連は必要があるときは公務所等に照会する権限を持っております。これは弁護士の監督に關してなんでございまして、本法上、弁護士法四十八条については、外国法事務弁護士は弁護士とみなすとなつておりますので、外国法事務弁護士の監督につきましても公務所に照会する権限を日弁連は持つておるわけでございまして。

そこで、この現行弁護士法四十八条を活用していただいて、法務省の入管当局等にその調査依頼をしていただければ、法務省としてはこれに協力するという姿勢でございまして。

○中山千夏君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(二宮文造君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(二宮文造君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(二宮文造君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(二宮文造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する諸願(第一六五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六六〇号)(第一六六

三三〇(第一六六八号)(第一六六九号)(第一六七五号)

第一六五七号 昭和六十一年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 熊本県球磨郡本上村野九〇山
本高啓外九百九十九名

紹介議員 宮本 顯治君

治安維持法等は、大正十四年に制定され、昭和二十一年に廃止されたが、この間、同法によつて民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家にいたるまで実に数十万を逮捕、投獄した。これらの者は、社会の進歩を求めたがゆゑに、あるいはそれを助けたとして、また、侵略戦争への協力を拒んだといふことなどで、いわゆる代用監獄での残虐な拷問、たらい回しの長期拘留、苛酷な懲役や予防拘禁等を強制され、また、その家族等も迫害された。そのために、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた者も少なくない。こうしたばかり知れない身体的、精神的、物質的、社会的損害を被つた者に対する賠償も行われないうちに今日にいたつてゐる。ついで、国は、日本国憲法の精神に照らし、治安維持法等による犠牲者に正当な損害賠償の措置を講ぜられたい。

第一六五八号 昭和六十一年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都足立区弘道二ノ二九ノ一〇
高橋鉢蔵外九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六五九号 昭和六十一年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町勝呂五四三ノ三
吉田裕外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六〇号 昭和六十一年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県中野市田麦一、〇六三小
林徳直外九百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六三号 昭和六十一年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町中九子一、四九〇
佐藤猪一郎外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六八号 昭和六十一年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪府生野区巽南一ノ二二ノ二二
伊藤常男外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六六九号 昭和六十一年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県下伊那郡高森町下市田二〇四
木村典雄外九百九十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一六七五号 昭和六十一年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪府和泉市鶴山台二ノ二 清水
一雄外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一六六六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一七〇六号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一八三四号)(第一八三五号)(第一九一九号)(第一九二〇号)(第一九九一号)(第二一六四号)

第一六九六号 昭和六十一年四月十八日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉市山王町三八一ノ一〇 松本
孝外九百九十九名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一七〇六号 昭和六十一年四月十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二通)

請願者 新潟県豊栄市早通南一ノ六ノ四
関チヨエ外九百九十九名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一八三四号 昭和六十一年四月二十一日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪府浪速区恵美須西三ノ一六ノ七
田中洋守外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一八三五号 昭和六十一年四月二十一日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 札幌市白石区中央二条四丁目 川
上明外九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一九一九号 昭和六十一年四月二十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(二通)

請願者 大阪府住吉区山之内一ノ一六ノ一
三 高橋志信外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一九二〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京樋口町三六
佐藤泰三外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第一九九一号 昭和六十一年四月二十三日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神戸市須磨区菅の台二ノ一ノ一九
ノ一〇四 山本信行外九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第二一六四号 昭和六十一年四月二十四日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩二
九二四 清水昌一外九百九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第七号中正誤	正	誤
ハシ 段行	男女平等	男女平等
六 三 終わり	男女不平等	男女不平等
六 三 終わり	財産分子	財産分子
七 四 二七		
第八号中正誤		
ハシ 段行	正	誤
六 四 五	しまして	しまして
ハ 三 八	会わせ	会わせ
三 一 未	選択制	選択性
一 四 三 終わり	男女平等	男女平均